

第五十五回国会 大蔵委員會議録 第二十八号

(四九五)

昭和四十二年七月四日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長代理理事 吉田 重延君

理事 藤井 勝志君 理事 三池 信君
理事 毛利 松平君 理事 平林 剛君
理事 武藤 山治君 理事 竹本 孫一君
足立 篤郎君 大村 襄治君
菅 太郎君 小宮山重四郎君
河野 洋平君 笹山茂太郎君
永田 亮一君 西岡 武夫君
村上信二郎君 村山 達雄君
山下 元利君 渡辺美智雄君
只松 祐治君 野口 忠夫君
広沢 賢一君 広瀬 秀吉君
堀 昌雄君 村山 喜一君
山田 昭二君 永末 英一君
田中 昭二君 広沢 直樹君

出席政府委員

人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長 小沢 辰男君
大蔵政務次官 小沢 辰男君

委員外の出席者

総理府恩給局恩 大屋敷行雄君
給与局長 津吉 伊定君
大蔵省主計局給 津吉 伊定君
与課長 津吉 伊定君
厚生省年金局年 河野 共之君
金課長 河野 共之君
運輸省鉄道監督 黒住 忠行君
局固有鉄道部長 忠行君
日本国有鉄道厚 中西 幸雄君
生局長 中西 幸雄君
専門 員 拔井 光三君

七月四日

委員砂田重民君及び福永一臣君辞任につき、そ

第一類第五号

大蔵委員會議録第二十八号 昭和四十二年七月四日

の補欠として堀川恭平君及び河野洋平君が議長の指名で委員に選任された。

七月三日

公認会計士特例試験延長等反対に関する諸願(坂本三十次君紹介)(第三二四一号)
同(大村襄治君紹介)(第三二二六号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件
通関業法案(内閣提出第二二二二号)(参議院送付)
資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)(参議院送付)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七五号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

○吉田(重)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため、私が委員長職務を行ないます。

通関業法案及び資産再評価法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通関業法案

通関業法

税関貨物取扱人法(明治三十四年法律第二十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 通関業

第一節 許可(第三条・第十二条)

第二節 業務(第十三条・第二十二条)

第三章 通関士

第一節 通関士試験(第二十三条・第三十条)

第二節 通関士の資格(第三十一条・第三十条)

三章

第四章 通関業者等の責任(第三十四条・第三十八条)

第五章 雑則(第三十九条・第四十条)

第六章 罰則(第四十一条・第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることに、通関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。
一 「通関業務」とは、他人の依頼によつてする次に掲げる事務をいう。
イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。
ロ 税関法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の税関に関する法令に基づき税関官署に対してする次に掲げる申告又は承認の申請からそれぞれの許可又は承認を得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む。貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出すことの届出を除く。以下「通関手続」という。)

ハ 輸出(関税法第七十五条に規定する積み出しを含む。)又は輸入の申告
ニ 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告
ヒ 保税倉庫若しくは保税工場に外国貨物を置くことの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る関税法第六十二条の三第一項の申告
ヘ 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は大蔵大臣に対してする不服申立て
コ 通関手続、(2)の不服申立て又は関税法その他関税に関する法令に基づき税関官署の調査、検査若しくは処分につき、税関官署に対してする主張又は陳述

ロ 関税法その他関税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づき税関官署又は大蔵大臣に対して提出する通関手続又はイの(2)の不服申立てに係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類(以下「通関書類」という。)を作成すること。
二 「通関業」とは、業として通関業務を行なうことをいう。
三 「通関業者」とは、次条第一項の許可を受けた者をいう。
四 「通関士」とは、第三十一条第一項の承認を受けて通関業者の通関業務に従事する者をいう。

得るまでの手続(関税の確定及び納付に関する手続を含む。貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出すことの届出を除く。以下「通関手続」という。)

ハ 輸出(関税法第七十五条に規定する積み出しを含む。)又は輸入の申告

ニ 本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機への船用品又は機用品の積込みの申告

ヒ 保税倉庫若しくは保税工場に外国貨物を置くことの承認の申請又は保税展示場に入れる外国貨物に係る関税法第六十二条の三第一項の申告

ヘ 関税法その他関税に関する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)又は関税法の規定に基づいて、税関長又は大蔵大臣に対してする不服申立て

第二章 通関業

第一節 許可

(通関業の許可)

第三条 通関業を営もうとする者は、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 税関長は、前項の許可に条件を附することができる。

3 前項の条件は、この法律の目的を達成するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 税関長は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、許可を受けた者に許可証を交付する。

5 第一項の規定は、弁護士法(昭和二十四年法律第二十五号)第三条第一項の規定により弁護士が行なう職務については、適用しない。

(許可の申請)

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通関業務を行なうとする営業所の名称及び所在地

三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数

四 通関業務を行なうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものにのみ限られる場合には当該貨物の種類

五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他大蔵省令で定める書面を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 税関長は、通関業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であること。

二 許可申請者が、その人的構成に照らして、その行なおうとする通関業務を適正に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 許可申請に係る通関業の開始が、その営まれる地域における通関業務の量及び通関業者の数に照らして、必要かつ適当なものであること。

四 許可申請に係る通関業を営む営業所につき、第十三条第一項の要件を備えることとなつていないこと。

第六条 税関長は、許可申請者が次の各号の一に該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者であつて復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

四 次に掲げる法律の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられた者又はこれらの規定に該当する違反行為をして罰金(他の関税に關する法律において準用する場合を含む)若しくは国税犯罪取締法(明治三十三年法律第六十七号)(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む)の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く)を受けた者であつて、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過しないもの

イ 関税法第九十九条から第一百二十二条まで(他の関税に關する法律において準用する場合を含む)又は第一百十三條の二の規定

ロ イに掲げるものを除き、国税又は地方税

に關する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、又はこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定

五 この法律の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの

六 第十一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの

七 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から二年を経過しないもの

八 法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む。以下同じ)のうちに前各号の一に該当する者があつるもの

(関連業務)

第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に關連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

(営業所の新設)

第八条 通関業者は、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行なう営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項から第四項まで及び第五条第二号から第四号までの規定は、前項の許可について準用する。

(営業区域の制限)

第九条 通関業者は、通関業の許可に係る税関の管轄区域(第三条第二項(前条第二項において準用する場合を含む)の規定により通関業務を行なうことができる地域を限定する条件を附された場合には、当該限定された地域。以下この条において同じ)内においてのみ、通関業を営むことができる。ただし、同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に關連するものについては、政令で定めるところにより、当該許可に係る税関の管轄区域外においても、当該手続に係る通関業務を行なうことができる。

(許可の消滅)

第十条 通関業者が次の各号の一に該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡し、又は法人が解散したとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

2 税関長は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 第一項の規定により通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者(その者が死亡した場合においては、その相続人とし、法人が合併により消滅した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人とする。)が引き続き当該許可を受けているものとみなす。

(許可の取消し)

第十一条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

2 税関長は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとするときは、あらかじめその

者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えたとともに、第三十九条第一項の審査委員の意見を聞かなければならない。

(変更等の届出)

第十二条 通関業者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、その者(第三号の場合にあつては、政令で定める者)は、遅滞なくその旨を税関長に届け出なければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第六条第一号、第三号から第五号まで又は第八号の一に該当するに至つたとき。

三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

第二節 業務

(通関士の設置)

第十三条 通関業者は、その通関業務を行なう營業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。ただし、当該營業所が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 その營業所において取り扱う通関業務が、第九条ただし書の場合を除き、政令で定める地域以外の地域においてのみ行なわれることになつてゐる場合

二 その營業所において取り扱う通関業務に係る貨物が第三条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一定の種類(貨物のみに限られてゐる場合)の貨物である限り、前項の規定によるほか、その通関業務を行なう營業所に通関士を置くことができる。

(通関士の審査等)

第十四条 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものの(通関士が通関業務に従事している營業所における通関業務に係るものに限る。)については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これ

に記名押印させなければならない。

(更正に関する意見の聴取)

第十五条 通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について、関税法第七條の四第一項又は第三項の規定による更正をするべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の関税率表の適用上の所屬又は課税価格の相違その他関税に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき関税の額を増加するものであるときは、税関長は、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該関税の額の増加が計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因するものである場合は、この限りでない。

(検査の通知)

第十六条 税関長は、通関業者の行なう通関手続に關し、税関職員に關税法第六十七條の検査その他これに準ずる関税に関する法律の規定に基づく検査で政令で定めるものをさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求め、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第十七条 通関業者は、その名義を他人に通関業のために使用させてはならない。

(料金の揭示等)

第十八条 通関業者は、通関業務(第七條に規定する関連業務を含む。)の料金の額を營業所において依頼者の見やすいように揭示しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の料金の額について必要な定めをすることができるとし、この定めがされたときは、通関業者は、これに反して料金を受けてはならない。

(秘密を守る義務)

第十九条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなく、通関業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの者でなくなつた後も、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第二十条 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(押印等の効力)

第二十一条 第十四條の規定による通関士の記名押印又は第十五條若しくは第十六條の規定による税関長の措置の有無は、これらの條に規定する通関書類又は更正若しくは検査に係る処分効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(記帳、届出、報告等)

第二十二条 通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務(第七條に規定する関連業務を含む。)以下この項及び第三項において同じ。に關して帳簿を設け、その収入に關する事項を記載するとともに、その取扱に關する事項を記載する書類を一定期間保存しなければならない。

2 通関業者は、政令で定めるところにより、通関士その他の通関業務の従業者(当該通関業者が法人である場合には、通関業務を担当する役員及び通関士その他の通関業務の従業者)の氏名及びその異動を税関長に届け出なければならない。

3 通関業者は、政令で定めるところにより、その取扱に關する通関業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回税関長に提出しなければならない。

第三章 通関士

第一節 通関士試験

(通関士試験)

第二十三条 通関士にならうとする者は、通関士試験に合格しなければならない。

2 通関士試験は、通関士となるのに必要な知識

及び能力を有するかどうかを判定するため、次に掲げる科目について行なう。

一 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易管理法(同法第六章に係る部分に限る。)

二 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

三 通関業法

(試験科目の一部免除)

第二十四条 次の各号の一に該当する者に対しては、その申請により、通関士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に關する事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して五年以上になる者 前条第二項第一号及び第二号に掲げる科目

(通関士となる資格)

第二十五条 通関士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する。

(受験手数料)

第二十六条 通関士試験を受けようとする者は、千円をこえない範囲内で政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、通関士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

(試験の執行等)

第二十七条 通関士試験は、毎年一回以上、大蔵大臣が決定する問題により、各税関長が行なう。ただし、試験の採点は、次条第一項の試験委員が行なう。

(試験委員)

第二十八条 大蔵大臣は、毎回の通関士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、十五人以上

の試験委員を委嘱するものとする。

2 試験委員は、通関業務に關し學識経験のある者のうちから委嘱する。

(合格の取消し等)

第二十九条 税関長は、不正の手段によつて通関士試験を受け、若しくは受けようとし、又は試験科目の免除を受け、若しくは受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 税関長は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年以内の期間を定めて通関士試験を受けることができないものとする。

(省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、通関士試験の受験の手續その他通関士試験に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第二節 通関士の資格

(確認)

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事せよとするときは、その者の氏名、通関業務に従事せよとする營業所の名称その他政令で定める事項を税関長に届け出て、その者が次項の規定に該當しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該當する者は、通関士となることができる。

一 第六条第一号から第七号までの一に該當する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該當する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該當する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者(当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。)

ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

(通関士の資格の喪失)

第三十二条 通関士は、次の各号の一に該當するときは、通関士でなくなるものとする。

一 前条第一項の確認を受けた通関業者の通関業務に従事しないこととなつたとき。

二 第六条第一号から第七号までの一に該當するに至つたとき。

三 第二十九条第一項の規定により通関士試験の合格の決定が取り消されたとき。

四 偽りその他不正の手段により前条第一項の確認を受けたことが判明したとき。

(名義貸しの禁止)

第三十三条 通関士(前条第一号の規定に該當し、第二十九条第二項の規定による異動の届出がない者を含む。)は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。

第四章 通関業者等の責任

(通関業者に対する監督処分)

第三十四条 税関長は、通関業者が次の各号の一に該當するときは、その通関業者に對し、戒告し、一年以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可の取消しをすることができる。

一 通関業者が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第三十二条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附された条件又は関税法その他関税に關する法令の規定に違反したとき。

二 通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき、この法律、この法律に基づく命令若しくは関税法その他関税に關する法令の規定に違反する行為があつた場合又は通関業者の信用を害するような行為があつた場合において、その通関業者の責めに歸すべき理由があるとき。

2 税関長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければなら

い。

(通関士に対する懲戒処分)

第三十五条 税関長は、通関士がこの法律又は関税法その他関税に關する法令の規定に違反したときは、その通関士に對し、戒告し、一年以内の期間を定めてその者が通関業務に従事することを停止し、又は二年間その者が通関業務に従事することを禁止することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(調査の申出)

第三十六条 何人も、通関業者又は通関士に第三十四条第一項又は前条第一項に該當する事実があると認めるときは、税関長に對し、その事実を申し出て、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

(処分の手續)

第三十七条 税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ当該通関業者又は通関士にその旨を通知して、相當の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

2 税関長は、第三十四条第一項の規定による処分をしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を、第三十五条第一項の規定による処分をしようとするときは、当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見を、それぞれ聞かなければならない。

3 税関長は、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

(報告の徴取等)

第三十八条 税関長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、通関業者から報告を徴し、又は税関職員をして通関業者に質問させ、若しくはその業務に關する帳簿書類を検査させることができる。

2 税関職員は、前項の規定により質問又は検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雜則

(審査委員)

第三十九条 税関長は、第十一条第一項又は第三十四条第一項の規定による処分について意見を聞くため、必要があるときは、三人以内の審査委員を委嘱するものとする。

2 審査委員は、通関業務に關し學識経験のある者のうちから委嘱する。

(名称の使用制限)

第四十条 通関業者でない者は、通関業者という名称を使用してはならない。

2 通関士でない者は、通関士という名称を使用してはならない。

第六章 罰則

第四十一条 次の各号の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三十一条第一項又は第三十一条第二項の許可を受けた者

二 第三十一条第一項の規定に違反して通関業務を営んだ者及び同条第二項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により附された条件又は第九條の規定に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、又は同条の規定により通関業務を営むことができる地域以外の地域において、通関業務を営んだ者

三 第三十九条の規定に違反して、通関業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用した者

四 第三十四条第一項の規定による通関業務の全部又は一部の停止の処分に違反して通関業務を行つた者

2 前項第三号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第三十一条第一項の確証を受けた者

二 第三十五条第一項の規定による通関業務に従事することの停止又は禁止の処分違反して通関業務に従事した者

第四十三条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定により大蔵大臣がしたために反して料金を受けた者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、若しくは同項の規定による税関職員との質問に答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

二 第三十三条の規定に違反してその名義を他人に使用させた者

三 第四十条の規定に違反して通関業者又は通関士という名称を使用した者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十一条第一項（第三号を除く。）第四十二条第一号、第四十三条又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に税関貨物取扱人法（以下「旧法」という。）第二条第一項の規定による免許の申請をしている者については、第三条

から第五条までの規定を適用せず、なお旧法第二条第一項の規定の例による。

3 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の規定による免許を受けている者及び前項の規定の適用を受けて同条第一項の規定の例による免許を受けた者（これらの者で次項の規定による更新の免許を受けたものを含む。）は、この法律の施行の日から三年間は、第三条第一項の規定による税関長の許可（これらの免許に条件が附されているときは、当該条件を附された当該許可）を受けた者とみなす。

4 前項の場合において、同項の免許に附された期限を経過するときは、税関長は、同項の期間内は、従前の例によりその更新をすることができ、

5 附則第三項の規定の適用を受ける者に係る旧法第二条第二項に規定する免許料及び旧法第五条に規定する身元保証物については、なお従前の例による。

6 附則第三項の規定の適用を受ける者については、第十三条第一項の規定は、適用しない。

7 附則第三項及び前項の規定は、同項に規定する者で第十三条第一項の要件を備えるもののうち第六号各号の一に該当しないものにつき、附則第三項の期間内において第三条第一項の許可をすることを妨げない。

8 旧法又はこれに基づく命令によつてした処分（附則第十二項の規定によりされる処分を含む。）手続その他の行為（附則第二項の免許の申請及び附則第三項の免許を除く。）は、この法律中これに相当する規定がある場合には、この法律の相当規定によつてしたものとみなす。

9 第六号第五号及び第八号、第十一号第一項第二号、第十二号第二号、第三十一条第二項第一号並びに第三十二条第二号の規定の適用については、旧法に基づいて刑に処せられた者は、この法律に基づいて刑に処せられた者とみなす。

10 第二十四条の規定の適用については、旧法に基づいて税関貨物取扱人の業務で同条に規定する政令で定める通関業務に相当するものに従事した期間は、通関業者の当該通関業務に従事した期間とみなす。

11 この法律の施行の際現に通関業者という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、第四十条第一項の規定は、適用しない。

12 この法律の施行前に税関貨物取扱人の業務に關する法令に違反し、又は旧法の規定に基づく税関長の命令に違反した行為に対する税関長の処分については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為及び附則第五項の規定により従前の例によることとされる身元保証物に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四号第二十六号を次のように改める。

二十六 通関業の許可をし、これを営む者を監督し、及び通関士試験を行なうこと。

第九号の二第五号を次のように改める。

五 通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験に關すること。

15 関税法の一部を次のように改正する。

第十三条の三中「税関貨物取扱人」を「通関業者」に、「税関貨物取扱人法明治三十四年法律第二十八号」第一条を「通関業法（昭和四十二年法律第 号）第二条第三号」に改める。

第一百五号第一項第六号及び第一百十号第二項中「税関貨物取扱人」を「通関業者」に改める。

第一百十三号の二中「税関貨物取扱人又は税関貨物取扱人に通関業務を委託した者」を「通関業者」に改める。

16 登録免許税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

3 通関業法（昭和四十二年法律第 号）附則第三項（税関貨物取扱人の経過措置）の規定により同法第三条第一項（通関業の許可）の規定による税関長の許可を受けた者（以下「経過措置者」という。）は、当該申請の許可の申請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第二十七号に掲げる通関業の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

別表第一の第二十七号中「税関貨物取扱人の免許」を「通関業の許可」に、「税関貨物取扱人法（明治三十四年法律第二十八号）第二条」を「通関業法（昭和四十二年法律第 号）第三条」に、「免許件数」を「許可件数」に改める。

理由

最近における貿易量の増大等に対処し、貨物の通関手続の適正かつ迅速な実施を確保するため、通関業者の業務についてその適正な運営と依頼者の利益の保護を図るうえで必要な規制を設けるとともに、その通関業務担当責任者について特別の資格を要することとし、その資質の向上を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法（昭和四十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第七号第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 第九号の二の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

第七号第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を

同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 株式会社は、前項第三号の場合において、再評価積立金を取りくずすときは、商法第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

3 商法第百条の規定は、前項に規定する場合に關する再評価積立金の取りくずしについて準用する。

第百八条中「金額を除く」の下に「。第百九条の五において同じ」を加える。

第百九条の次に次の四條を加える。

(再評価積立金の資本準備金への組入れ)

第百九条の二 株式会社又は有限会社は、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において、それぞれ取締役会の決議又は取締役の過半数の決すところにより、再評価積立金の額の全部又は一部を商法第二百八十八条ノ二第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條第一項において準用する場合を含む。)に規定する資本準備金(以下「資本準備金」といふ。)として積み立て、又はこれに組み入れることができる。

第百九条の三 株式会社又は有限会社が、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度の終了の日において、その貸借対照表の負債の部に再評価積立金を計上している場合には、当該再評価積立金の金額(再評価税として納付すべき金額がある場合には、これを控除した額)は、当該終了の日の翌日において資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れたものとみなす。

第百九条の四 株式会社又は有限会社は、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度以後の各事業年度において第三号各号に掲げる資産について再評価を行なつた場合には、第百二条の規定にかかわらず、同条の規定により再評価積立金として積み立てなければならない金額から再評価税として納付すべき金額を控除した額を資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

第百九条の五 株式会社は、昭和四十八年三月三十一日を含む事業年度以後の各事業年度において第百八条の規定により被合併法人の再評価積立金の額に相当する金額を再評価積立金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない場合には、同条の規定にかかわらず、当該金額(再評価税として納付すべき金額がある場合には、これを控除した額)を資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れなければならない。

第百二十六条第一号中「第百二条」の下に「又は第百九条の四」を加え、同条第三号中「第百七条」の下に「第一項」を加え、同条第四号中「第百八条」の下に「又は第百九条の五」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第百七条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)並びに次項第一号及び附則第六項の規定は、昭和四十三年七月一日から施行する。(関係法律の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)

二 中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十三年法律第百三十八号)

3 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の八の規定による株式会社の再評価積立金の額の資本準備金としての積立て又は資本準備金への組入れは、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において行なうことができるものとす。

この場合において、当該積立て又は組入れのための当該事業年度における再評価積立金の取りくずしについては、改正前の資産再評価法第百七条第一項第二号の二の規定は、なおその効力を有する。

(関係法律の廃止等に伴う経過措置)

4 附則第二項各号に掲げる法律の廃止後において、法人が資産再評価法第三号各号に規定する資産について同法の規定により行なう再評価については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた再評価税に關しては、なお従前の例による。

6 株式会社の昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る同年七月一日以後における旧企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八条の六に規定する利益の配当及び同法第三十六條第一項に規定する損益計算書への附記については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前又は附則第一項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為及び附則第四項又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る当該改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

8 附則第三項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の改正)

9 株式会社の再評価積立金の資本組入に關する法律(昭和二十六年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の三項を加える。

2 この法律は、昭和四十八年三月三十一日にその効力を失う。ただし、同日前にした第三條第一項に規定する決議(第四條第一項の規定により新株の払込金額を定める場合には、同項に規定する払込期日の翌日が同月三十一日前となるものに限るものとし、新株の払込金額を定めない場合には、第五條第一項の規定により同日前に株主が当該決議に係る新株の株主となるものに限る。)に係る新株の発行に關しては、なお従前の例による。

3 第二條の規定により資本に組み入れた再評価積立金で昭和四十八年三月三十一日前に当該資本組入れについて第三條第一項に規定する決議が行なわれなかつたものがあるときは、同日以後においては、これを商法第二百九十三条ノ三第一項の規定に基づき資本に組み入れた資本準備金とみなして、同条第二項及び第三項の規定を適用する。

4 昭和四十八年三月三十一日前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる新株の発行に伴う通知又は公告に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十條第二項中「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」を「資産再評価法第百九条の二又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」に改める。

11 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十七号ホを次のように改める。

ホ 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の規定により再評価積立金又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第百八十八条ノ二(資本準備金)(有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六條(計算に關する商法の規定の準用)において準用する場合を含む。)の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れた金額

理由

株式会社又は有限会社の再評価積立金に係る経

第二に、通関士制度を新たに設けることとしております。すなわち、通関業者は、一定の資格試験に合格した通関士を各営業所ごとに少なくとも一名以上配置して、輸入申告書等の重要な通関書類を審査させなければならないこととしております。ただし、地方港における通関業者及び特定貨

相当程度進捗しており、今後、配当制限などのような資本組み入れ促進措置を継続する必要はないものと認められるに至りましたので、この際、強制再評価会社のほか、その他の株式会社及び有限会社を含めて、再評価積み立て金の最終的な処理を行ない、再評価積み立て金の経理の簡素化をは

てきたのか、その点をひとつお伺いしておきたい
と思います。

先生すでに指摘されましたように、短期につきましては、国民健康保険及び日雇い健康保険につきまして、それぞれ四〇%及び三五%の国庫負担

府管掌保險と國民健康保險についてはそうする。その医療費が高騰した理由の中には、物価政策等に基づく政治的な施策の貧困から発しておるのだから、当然、共済組合の短期給付に対しても、どれだけの割合になるかは別といたしまして、国庫の一定率補助というものをしてやるべきだという議論が去年果たされて、それに対して、臨時審議会等で抜本的に検討して、四十二年度の委員会ではできるだけ具体的な返事をいたしましょう、こうなっているわけであります。しかし、いまあなたの御返事ではそれに対する回答にはならぬし、去年の理由の繰り返しになっておるにすぎません。だから、去年の委員会で審議を深めて、次の委員会では、あるいは四十二年度の国会でもっと具体的にそのことについて答弁をするという約束になつておるのでございますから、その点について、ひとつもっと具体的に答弁を願いたいと思います。どういう検討をしておるか。

○津吉説明員 医療費の高騰は物価の高騰に基づくものであるというふうに割り切られてきて、その責任は政府にあるので、医療費高騰によるいわば赤字対策といえますのは、これは国庫が定率負担をすることによって処理すべきであるという見地は、もちろんございと思います。しかし、その問題は、これはまた別に御議論をいただく重要な点でございますけれども、長期における調整の問題、その後発過去勤務債務の要因とする問題、

まゐりますが、この上昇に対しても、議論はいろいろ分かれるわけでございます。当然物価の上昇を招いたということが政府の施策に一〇〇％基因しているのみであるといえます、やはり医療費につきましても、物価上昇による分は一〇〇％国庫が負担すべきであるという見解になろうと思ひますけれども、われわれは、やはりその物価上昇につきましても、職域における健康保険制度として、その掛け金の負担及び給付の考慮、パランスの総合的な検討ということを考えておるわけでございます、非常に具体的な御答弁をしたい

わけでございますけれども、健康保険における基本的な抜本対策の検討というものを見ないで、われわれのみでその具体化を進めようというところは当然でない問題でございます。この点は、長期においても調整の問題等、同じことがあります。その点は健康保険の対策の検討の推移に依りまして、われわれのほうも総合的に十分検討を進めていくということを申し上げたいと思います。

現在のわれわれ共済組合における医療の状況を傾向として見ますと、受診率はわずかに増加しておる、それから受診一件当たりの日数はわずかに減じておるといふことであります。一日当たりの金額は増加をしておりますが、薬剤費の増加がその増加の大半であるという傾向はつかんでおりますけれども、これについて現在のところ、国家公務員共済において、重々申し上げるべきように、健康保険における基本的対策と切り離しまして具体的な御答弁を申し上げるという段階に至っておりません。これを残念に存する次第でございます。

○山田(駐)委員 それでは、なんですか、国民健康保険の抜本的な対策がでるときに、いまの共済組合関係の短期給付に対する国庫補助についても、過去勤務債のいろいろなその処理のしかた等も考慮に入れるためえの中であらうか、こういうふうな理解してよろしいですか。

○小沢政府委員 山田先生の、政府管掌に二百二十五億円の国庫負担をして、あるいは、日雇い健保に定率補助、あるいは、国保について定率補助をやっている、しかるに共済組合の短期給付については国庫から何ら補助をしてないじゃないか、この点につきまして、昨年来、当然国もある程度関与すべきであるから補助を出すべきだ——ただいま現状を担当者から説明させたわけでございますが、根本改正のときに、共済の短期給付についても国庫負担を考へるのかという再度の御尋ねでございますけれども、私どもは、やはり限られた全体の財政の中で社会保障の全体の均衡というものを考へてみますと、共済組合法の本法律案の審議に際しまして、村山先生だっと思ひます

けれども、いろいろ御議論がございましたように、まだ実は、年金分に対する社会保障費の比率というものが、全体の短期給付に対する国庫の負担の率から見まして、年金の関係の分に相当する割合というものが非常に少ないわけでございます。むしろ、諸外国のあれから見ますと、少し日本はそういう面で見るとおるような感じでございます。したがって、社会保障全体から見ますと、やはりこの長期給付といふことが、年金部門の老齢年金の部分にもう少しウェートを置かなければいかぬじゃないかというところは、これは大体各界各層、あるいはいろいろな御意見を総合しますと、そういうような傾向の御意見が強いわけでございます。

短期給付につきましても、限られた財政の中で短期給付に中心にして、そこに厚くしながら、われわれとしては健康保険制度の健全な発展というものを考へておるわけでございます。その意味で、国保の対象者あるいは日雇い健保の対象者等について国庫としては非常に手厚い介入のやり方をしておるわけでございます。

そういう意味で、根本対策がいかうにきまっていますかこれはこれからの問題でございますから、いまから共済組合について、その際に国庫補助を考へるかどうかと言われましても、根本対策全体のきめ方によりまして、たとえば、全体を職域とそうでないものと分けて、そうして、統合していく姿をとるか、あるいは国民全体を同じようなレベルに立つて、全く根本的に医療保険短期給付といふものを考へていくような制度をとるか、これによつてもいろいろ違ってくるわけでございます。その中で、国庫負担の介入のしかたといふものを、どの程度に、どういふようなそれぞれのあり方であるかといふことについても、あわせて根本対策のときにやはり検討をしてみたいわけでございます。いま直ちに、根本対策をやるべきには共済にも必ず国庫負担が出ますというわけにもまいりません。それらの点は専門家でいらっしゃる先生もよく御存じだと思いますので、御了承

をいただきたいと思ひます。

○山田(駐)委員 国鉄三公社の当番幹事はお見えになっておりますか。

○古田(重)委員長代理 国鉄は中西厚生局長が見えております。

○山田(駐)委員 これは国鉄が共済組合三公社の当番幹事ですか。

○中西説明員 これは運輸省が当番幹事でございまして、実はその説明員として参つたわけでございます。

○山田(駐)委員 このベースアップ以後、短期給付、長期給付の組合員一人当たりの掛け金はどれくらいになってまいりますか。

○中西説明員 短期給付の四十二年の予算額で申しますと、職員数が約四十六万、それで組合員の掛け金が八十一億円になっております。それから国鉄負担が八十一億円で、合計いたしますと百六十二億円の財源でございます。でございますから、一人当たり平均いたしますと、四十六万人の八十一億円で、ちよつと千八百円ぐらいになるのではないかと思います。

○山田(駐)委員 大体小沢さん、三公社の共済組合の短期が千八百円ぐらいになるということですね。毎月これはかなりの高額の掛け金ですね。若千中西さんの数字に違いがあるかもしれせんが……。

○中西説明員 ちよつと違ひまして、月平均にいたしますと千四百円ぐらいになります。

○山田(駐)委員 千四百六十七円ぐらいでございますね。そういたしますと、今日の組合員の財政負担としては、長期と短期と合算すると大体三千四百、五百円のかんりの掛け金を毎月かけているわけですね。これは今日の働く人たちの負担としてはかなり重たい。しかも、そういうふうな高額の掛け金をかけていて、保険財政は苦しい。それは医療費の高騰でございます。

そういう面からなると、国民健康保険も政府管掌保険も共済組合保険も、医療費の高騰という点については同じなのであります。しか

も、国民健康保険なり政府管掌保険にはたいへんな国庫補助を行なっている。同じ医療費の高騰で被害を受ける共済組合関係については自前でやれない。しかも、短期と長期と合算して、掛け金は三千五百円近くにもなっている。それでも自前持ちでやれない。ここに矛盾を感じてはならないのでございませうか。だから、さきの国会のこの委員会では、国民健康保険等の抜本的な検討の際に、しかもその抜本的なものを検討する委員会というよりか、もつとことばを締められて、近く開かれる臨時審議会において何らかの結論を出します、そのときに共済組合の国庫の補助についても同じように検討いたしますという答弁があつたわけでありませう。

この委員会でも、いまの給与課長のお話では、抜本的な対策を検討するときに、過去勤務債等も含めて共済の短期についても検討いたします——同じようなことばが次から次に流れていって、年月がたつていくのであります。こういうことでは、前向きにしっかりとついで、行政的に解決をするということにはなりません。その解決できない間、組合員の負担といふものは年々歳々増加をしておりますのであります。私は、そういうことばのやりとりよりか、やはりもっと明確な一つの期限をつけて、健康保険の抜本的な改定をする対策を立てる時期には、全般的な医療高騰の姿等も考慮して過去勤務債等も考慮して片づける、こういうふうな、ひとつ明確に言つてもいいかもしれません、これは理論の空転になります。その点はいまの小沢さんの御意見だけではないで、三公社の組合員はちよつと裕福なほうだから、所得の少ない人々は国が補助していくのだ——三公社の中にも一月に一万七千三百円という人々もたくさんいるのでございませう。これをあなた忘れちゃいけませんよ。こういうたくさんの人々は低所得ですよ。こういう人々を含んでおる三公社の共済組合員でございませうから、それならば、そういう人々に対しては、国民健康保険なり政府管掌保険と同じように、その相当数だけ国として助成をしていくというのならわかりますよ。

そうでなくて、おしなべて、プールでそういうふう
に計算されたのでは、その共済の短期の財政
はますます窮乏していく。だから、ここでひと
つ、健康保険の抜本的審議を始めるときには、
その点を含めて必ずやります、こういうふうに答
弁願えないものでございましょうかね。

○小沢政府委員 おっしゃる通りに、根本的な改
正をやります際には、その根本対策の内容いか
んによりまして、先ほど申し上げましたように、
職域関係の短期保険というものを統合し、一方に
おいて、地域社会、いわゆる国保を中心にするよ
うな方向と二本立ての根本対策にいくのか、ある
いは、国民全体を、所得に応じてそれぞれ公平な
負担をしてもらいながら全体を一本の姿で運営を
する場合には、現在の給付水準を考えたなが
ら運営をする場合に、一体どの程度国庫が負担を
し、介入をしていかなければいけぬのか、こうい
うやり方いかんによってだいぶ違ってくると思
うのでございます。その意味で、私が、いまおし
やるように、全体を根本対策のときに国庫負担のあ
り方についても再検討すると申し上げたのですけ
れども、ただ、共済について、それじゃ、その際
にはやはり補助を考へるのか、こう言われま
す、根本対策の内容がさまざまにいうちに、個々の
保険についての国庫の介入のしかたをいまこ
私が答弁するのはなかなか困難なのでございま
す、その意味で申し上げておるわけでございま
すから、したがって、いま山田さんの御質問のよ
うに、根本対策のときには、共済関係の短期給付も
全部含めた上で、国民の健康を守る健康保険制度
というものはいかにあるべきか、それについて国
庫が何らかの措置をするかといふと、それは
国庫は何らかの措置をしなければならぬことは当
然だと思ふのでございまして。

それから、現在の共済組合は、なるほど相当掛
け金が高くなつておる、また、その組合員の中
には非常に所得の低い人もあり、高い人もある、こ
れは事実でございます。

が補助をするようにいたしましたのは、何とい
まして、政府管掌健康保険は、御承知のとおり
一日に二億四千万の赤字が出るような現状でござ
います。一方、共済関係は、それぞれ個々の組合員
についての事情はありますけれども、短期給付の
収支全体を総合的に見ますと、どうやら、いま、
かつかつ運営ができるというふうな状況でござ
いますので、それらを勘案して、健康保については臨
時の国庫負担を二百二十五億円をきまして、さ
らに組合員自体についても、政府管掌の内部で一部
負担等あるいは料率改定等の措置によって負担を
していただいて、何とか臨時の意味でこの危機を
乗り切りたい、こういうのがあのあらわれでござ
いますので、この点も勘案していただきました。

将来は、もちろん根本対策のときに国庫負担全体
を根本対策のあり方に関連してきめていき
たいと思ふので、そういう意味においては、共
済関係もその根本対策のときには含めて当然考
えられていくものだろうと思ふます。

○山田(社)委員 共済をプールにして同率の給付
を受け、国がめんどう見る部分を同じようにおし
なべてやりたい、抜本的な対策を将来立てる中で
共済組合の関係を検討していきたい。まあ、話と
してはわかるのですが、いつごろにおやりになる
のか。私は、どうも国民健康保険なり政府管掌
保険は、場当たり的にこのように解決をしてい
き、そうして共済組合関係は、裕福でもないのに
裕福だという前提に立つてこれは別の扱いとして
されていく、こういう場当たり的な姿の中にやは
り矛盾が生んでおるのでございまして、おおよ
そ、こういう議論をなさるにあつては、おおよ
よそどれくらいの後、どういふふうな検討に入
る方向が今日考慮されておる、だから、その時期
にはどういふふうなものを含めて検討してまい
りたい、そういう答弁をしてもらふと、私は、五
年たつても十年たつても小沢さんのような意見を
繰り返して聞くような気がしてなりません。全く
去年と同じ意見なのですから、少しも前進はない
です。

こういう点を、ひとついかがでござい
ますか。あなたも政務次官ですから、少し先について、こ
のころにはどういふふうな根本的な討論が起こつ
て解決されて、そうして結論を生むんだというふ
うな見通しを述べてもらふと、その場しのぎの
場当たり的な答弁にしか聞こえませんか。

○小沢政府委員 おっしゃるとおり、一日も早く
急がなければいけぬ問題でございまして。しかし、
非常にめんどうな問題でございまして、この点
は、山田さんも専門家としてよく御存じだろうと
思ふのです。私も、目標としては、来年度は
何とかひとつ国会で御審議を願うような成案を得
たいと思つておるわけでございまして、鋭意、政
府全体、特に社会保障、医療保障でございま
すから、厚生大臣を中心にしてこれから検討を進めて
まいる、また並行的に、政党政治ですから党の側
でもいまだ検討を願つておるわけでございまして、
何とか、できまことに、来年中には国会にひと
つ成案を出して、御審議をわすれたいと思
つておりますけれども、私どもの予定どおりい
きますかどうか。これは、御承知のとおり非常
にめんどうな問題でございまして、政党政治の今
日、はたして全般的に目標どおりとまつて、来
年御提案できますかどうか、保証の限りでありま
せんけれども、私ども政府としては、厚生省を中
心にして、何とかひとつ四十三年度には成案
を得たいと思つて、いませつかく努力中でござ
います。

○山田(社)委員 どうも、プラスとマイナスと一
緒に申されてゼロになるような気がしてならぬの
です。私は頭が悪いせいか、どうもよくわかりま
せん。来年を目途にひとつ国会に出すようにした
い、やはり自民党筋、政府筋でどういふ腹をおき
めになつたら、私はできると思ふます。だから、
私は期待をいたしますよ。しかし、できなかつた
場合のことも考えなければならぬ。

で、そして寝る、子供を養ふ。平均扶養家族は
二・四くらいでございましょうか。国鉄あたりの
平均扶養家族は二・八くらいになりますか、それ
だけの世帯をかかえていて、これだけの健康保険
料を払っていくといふことは、国民健康保なり政
府管掌保険の人々と並べてみて、多少の違いはあ
るにしても、私は苦しいと思ふます。だから、あ
なたのおっしゃつておることを額面どおり受け
て、四十三年度の国会には出しましょう。もしも
出せなかつたときには、そういう共済組合に対
しても、短期に対して何ふんかの国庫の補助をし
ていく、こういうふうな、やはりかけたひとつの話
に御承知をいただいて、そういう答弁をひとつし
ておいていただけませんか。

○小沢政府委員 根本対策がきまるまで、もし来
年きまらないうちに、それぞれ短期給付について
非常に苦しくなつておるのだから、国庫はある程
度補助すべきだ、これをここで言明せ、こうい
うお尋ねでございまして。

しかし、この根本対策ができるまでの各保険に
対する国庫の介入の程度なりしかたなりにつま
しては、やはり現状の考へ方が政府として妥協な
いではないだろうか。と申しますのは、一応社会
保険の形態をとつておる医療保障でございま
すから、それぞれの社会保険の財政状況を見まして、
政府管掌としては、緊急やむを得ない対策をとら
ないかぬようになさるべきであるから、そこで国庫
が大幅に介入をしていくわけでございまして、
一体、来年の共済関係の短期給付の総合収支がど
うなるかといふことについて、いまから実は予
定——いまのところでは、先ほど申し上げました
ように、一応かつかつの運営でございまして、そ
う国庫が健康並みに介入をしていかなきゃいけ
ないような現状ではないのじやないかと思つておるわ
けでございまして、それが、来年度の前半の経済
成長率、給与の関係、それから医療費の動向とい
うものを考へまして、非常に運営が困難をした場
合とそうでない場合とは、やはり国家の介入の
しかたがうんと違ってくるわけでございまして。

ら、その辺は予算編成のときのできるだけ直近の収支等とにらみ合わせまして検討をしていかなければいかぬわけでございますから、そこで、いま直ちに御満足のいくようなお答えができないわけでございますが、この辺は、短期給付に対する私どもの介入のしかたというものは、現状においてはそれぞれやはり均衡をとっているつもりでございます。まして、先ほど給与課長も申し上げましたように、負担率、給付内容というものをそれぞれ検討し、均衡をとったやり方を進めてまいる、これが当然政府としてやらなきゃいかぬ措置だと思ひますので、そういうような点から見ても、必要性が起った場合に、私も共済だからといって国庫負担を全然考えないというふうな気持ちにはございません。この辺のところは、そういう根本対策ができるまでのことにつきましては、従来どおりの考えで、それぞれの負担率やあるいは給付内容等の均衡を考えながら、国のほうで、一方また、社会保障費全体のワク内でございまして、社会保険全体のバランスというものを考えながらまいたいておる今日の私どもの態度は、一応御理解願ひたいと思ひわけでございます。

○山田(耻)委員 時間がたちますので、大体この問題については終わりたいと思ひますが、国鉄の中西さん、いまお話を聞きになりましたように、来年の国会には、そういう短期関係の健康保険については抜本的な対策を立てて国会に出せるように最大の努力をする、しかし、むずかしい多くの要素がある、こういう話を小沢政務次官は言っておるわけですか。

そこで、いま国鉄の短期が四十二年度で百七十四億四千六百万円、大体収入が入ることになっておりますが、私はこれが限度だと思ひます。だから、去年あなたが、やはり郵政、電電、専売もみんなおっしゃっていたように、共済としては、大蔵省に対して政府の助成というものを幾たびか要請をしておる、しかし、いまだなかなか色よい返事がもらえないのだ、こういう説明がある述べられました。特にいまのような答弁がございしますの

で、あなた方は大蔵省がこわいかもしれませんが、けれども、だからといって、申しわけのものを言つては、うしろへ下がって、組合員に対して、掛け金を引き上げるぞというおどかしをしながら、そうして現状の上に小康を保つておるといふ状態ではどうにもなりませんから、大蔵省に対して、思ひ切つてひとつ、来年でなければ大蔵省として助成をし、こういう強い申請をして、やはり動きを活発にしたいので、そういう経過も来年の委員会ではここで答弁してもらいますから、十分ひとつしつかり働いておいてもらいたい。

次に、スライドについてお伺ひしたいと思ひますが、これも去年の委員会でも共済組合法の一部改正のときにスライド調整を初めて挿入したわけですが、その審議のときに、一体どういうふうにしてスライドしていく基準をつくつたり、あるいはそういう発意をするのか、今日では、恩給が上れば自動的に共済が上がる、恩給の従属機関のようになつておる、こういうことではいかぬじゃないかという議論が起りました、給与課長から、共済組合審議会でも審議したらどうかという答弁が、武蔵委員なり堀委員なりになされております。ところが、それでは三公社が抜けるのではないか、だから、こうしたものを含めて、農林年金なり私学年金を含めて公的年金審議会というものをつくつて、そこでひとつスライドの基準などについて一つの案をつくり、それを具体化するよう努力していつてみたらどうか、こういう公的機関をつくつたらどうか、それはいい考えだから、ひとつ検討しようということになつて、またこの委員会を迎えたわけですが、公的年金審議会の動向等はその後どうなつておるのか、その点について、ひとつ答弁願ひたいと思ひます。

○津吉説明員 調整規定につきましては、すでに御承知のように、恩給それから共済はもちろん、厚生年金、労災というふうな諸種の恩給をも含めました社会保障全般について規定が設けられておる現状でございますが、その具体的な運用につ

きましてどのように考えていくかということでございます。

これも先生御承知のように、六月の二十一日に社会保障制度審議会からの申し入れもございしますように、恩給、共済、厚生年金、国民年金、そういう公的年金を含めましてスライド制の確立が強く叫ばれておるのに対して、公的年金の所管については非常に多数の省庁に分かれておる、これらの調整につきましても、思ひ思いの混乱を生ずることはもちろん困るわけでございますので、十分横の連絡をとりまして、これらの公的年金制度の共通の概念と個別的な概念を明確にして、その間の異同を明らかにした上で、調整方式、基準、財源の負担区分等の突っ込んだ検討をすべきである、政府の関係各官庁とまりまして本件に関する責任官庁を定めて、早急に結論を出すべきであるというふうな申し入れもされておる次第でございます。

先ほど来御指摘をいたしておりましたこの審議機関として特段に具体的な構想を持つておるかという点につきましては、これは三十八年十二月以来総理府の人事局が主宰いたします公務員年金制度連絡協議会という一つの連絡の場がございまして、その連絡協議会における問題としても日程のほり、検討が進められておるわけでございます。

要は、実質的に調整が——個々ばらばらでなく、総合的に、いま申し上げましたように、各種の公的年金制度の共通性、個別性を識別いたしまして、もちろん均衡のとれた調整がされるべきであるという実質的な検討がいかに進められるべきであるかという点が問題であると思ひますので、審議機関を特に設けるかという点につきましては、今後の推移におきまして、あるいは考えられることであらうかと思ひますが、現段階においては、そういう実質的な検討が取りまゝとて行なわれる、少なくとも責任官庁を明確にして、総合的な検討を進めていくという体制をとつていく必要があるという段階であるように思つております。

す。特に、名称のいかんということでございますが、公的年金制度、この統一的な審議機関として何らかのものを現在具体的に構想しておるという段階ではございません。

○山田(耻)委員 社会保障制度審議会の大内さんのほうから、せんだって六月二十一日に佐藤総理に、スライドについてはどうなつておるか、それをやりなさいという意見書が出ておるわけでありまして、いま給与課長のおっしゃつておるお話を、均衡のとれた統一調整をする機関を必要とする、こういう御意見で、それは私もわかるわけですが、ところが、去年のこの委員会の附帯決議でそういう審議会を設置するんだ、こういう附帯決議までつけて作業の促進を求めておるわけでありまして、だから、去年の附帯決議のときに論議されたような事柄が、いまの答弁で全然進んでいないじゃないですか。やはりそういう点について附帯決議をつけたら、審議をしたことは尊重していただいて、そして作業を進めていただくまいと、同じようなことを繰り返していただくようになります。やはりそれぞれの分野で非常に怠慢の度が強いんじゃないだろうか。このスライド調整の問題については、諸外国と比べて非常に劣つておるのでございしますから、そういう点をすみやかに解決するために、これは仮称として去年申し上げた公的年金審議会——これはいま御答弁いただいたように、統一調整を行なうんだ、均衡のとれたものをやつていくんだ、こういうふうな内容を意味して公的年金審議会を一つの仮称として提起したわけでありまして、十分検討しようというところになつたまま今日になっておるわけでございます。

ただ、その中で少し進んでおりますのは、責任官庁を明確にする、そして公的年金を一本でやつていくようなことを考えていく、こういうふうな答弁がございましたので、その責任官庁をどこにして、どういうふうな統一調整の均衡のとれた調整を行なつて審議を進める機関をつくるの

か、どういふ内容のものなのか、構想を明らかにしていただきたい。

○小沢政府委員 昨年の国会で、先生おっしゃいましたように、調整規定の運用について、その実効ある措置が国家公務員共済組合、公共企業体の職員等の共済組合を通じて統一的に講ぜられるような適切な配慮をせよ、こういう国会の御意思でございました。私も、それを受けまして、なるほどおっしゃるやうに十分かもしませんけれども、公務員の公的年金制度全般を連絡協議をする機関を各省の責任者をもつて構成しまして、つくったわけでございます。実は公的年金審議会という、名称はどうありましようとも、一本の機関を置きまして、責任官庁をはつきり一つきめましてやるのが一番政治的にも私同感でございます。

ただ、御承知のとおり、今日のそれぞれの共済関係、あるいはまた中央と地方、それから他の厚生年金、厚生年金から分かれた農林関係の共済、あるいは私学共済、非常にばらばらでございます。それぞれ勤務のいろいろな状況によりまして特色がございましたり、また違いがあったりするわけでございます。それがそれぞれの法律でやはり現在としては生きておるわけでございますから、そういたしますと、その点を、全く根本対策ができない前に無視をして、そしてこれを一本のものにとつても、必ずしも受当な運用といえますか、そういうことにはなかなかならぬだろう、そこで、それぞれやはり特色を持った、また法律で審議会がございまして、それはそれとして尊重しながら、この公務員公的年金制度の連絡協議会というものを適切に運用することによって、均衡をとつたり、調整をしたりして進んだほうがいいのじゃないかという考えで今日政府はいるわけでございます。責任官庁をそういう方向で持つていきたいと思つて協議はいたしておりますけれども、責任官庁をそれとどこにするのかということも、早急に御意見の趣旨は政府全体で——官房あ

たりで考えてもらひまして、きめてまいりたいと思ひますけれども、今日のところは、まだ実は、はつきり厚生省にするか、総理府になるか、また財政を預かるわれわれのほうになるのか、まだ明確でございせん。

○山田(耻)委員 大体去年の国会で調整条項を入れましたときに、そういうものをちゃんと用意なさつて、このスライドの調整についてはこういう機関でひとつ審議をして、統一的均衡をとつて運営をしていきたいと、裏にちゃんとくつつけて、提案なさるの、私はやはり政府の正しいやり方だと思ふのです。法律のスライド調整を修正して入れて作業をしていくというところははつたらかしておいて——だから、去年その法律を通すときに、そういう専門の機関を設置してやらなければ有名無実になつておきますよ、じゃひとつそれをやろうというところで附帯決議をつけたのでしょ。それが、まだ責任官庁がよくわかりません、やりたいと思ふ気持ちだけはあつて、いま相談をし合つておられますと云うが、私は、そういう調整措置を受けるというのを当然の権利として考へておる人々の立場にもなつてあつて、そういう措置は、やはりどうしてもこの国会で急いで片づけていかなくちゃならぬと思ふのです。そういうふうな作業を非常に滞滞させておる一つの原因には、いろいろ各省の関係もあろうかと思ひますから、人事院お見えでございますか。——公務員法百八条に書いてあることを一体どのように今日まで実施をなさつてきたか。それをひとつ条文をお読みいただいて、人事院のおとりになつた作業を報告をお願いしたい。

○尾崎政府委員 国家公務員法の百七条には「職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基き負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に關する制度が、樹立し実施せられなければならない」とございまして、百八条には「人事院は、前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることが出来る」という規定がございまして、つまり、この規定は、申すまでもございせんが、われわれはいたしましては、いわば現役の職員に対する給与でいま忙殺をされておるわけでございますけれども、退職後の職員の生活の保障につきましても十分責任を持つてやらなければならぬということでございます。この規定に基づきまして、人事院といたしましては、昭和二十八年に従前の恩給制度の改正につきまして勧告を行ないました。これは申すまでもございせんけれども、こういう制度は非常に長期の問題で、ふだんの給与の問題とは違ひますので、非常に大がかりな、何年ものたせるといふ意味合いのものでございまして、当時人事課長會議その他にいろいろ機関を設けまして、各省の意見を十分練りに練りまして、数年がかりで勧告をしたものでございまして、その内容につきまして、その後いろいろ検討がなされました結果、御承知のとおり、昭和三十三年でございまして、現在の国家公務員共済の内容は、實質的に勧告の内容に基づいたものでございまして、もつとも、たてまえが、人事院の勧告は、いわゆる恩給方式でございまして、そのたてまえが共済制度という形で変わつてゐるのは御承知のとおりでございます。

以上であります。

○山田(耻)委員 私はたてまえを聞いておるのじゃないですよ。この法律はおわかりになつておるでしょう。だから、年金というものは、年金受給者の生活の維持に相当できるように絶えず配慮してやりなさいというのが百七条でしよ。百八条について、あなた方は政府並びに国会に對して、そのことに必要な意見を述べなさいというのが百八条でしよ。これに忠実でないじゃないですか。忠実でない。忠実でないということは、職務怠慢といふことになるのです。職務の怠慢は、一体国家公務員はどういう制裁を受けるかというところははつきりしておるでしょう。そういうふうなことをのべつまくなしに、百七条の主張する法の精神といふものを具体化するための努力を百八条で規定してゐるんだから、そういう努力がずっと続けられていたら、いまの小沢次官のやうな答弁はとうの昔に片づけられておるのですよ。少なくとも私が言つたやうに、去年の委員会で提起されましたスライド調整挿入のときに申し上げたやうな、年金を統一的に調整をしていく何らかのふさわしい機関が生れてゐたものだと思ふのです。だから、その点は私は、やっぱり今日あらゆる法律によつてそれぞれの分野が規制されておりますけれども、それぞれの怠慢がこのやうな結果をもたらしたものと、きわめて遺憾に思つております。過去のやういふ状態を責めるばかりが能くございせんから、前向きでものごとを解決しなければなりません。

そこで、この国会におきまして、おっしゃつてゐるやうな統一的な立場で、しかも、均衡を失しないやうな公的年金審議会的なものを設置して、必ず法律のいつてゐるところに即応していく、こういうことをひとつ大蔵省も一応主管の省としてお考へいただかなくちゃならぬ。ただ、言われてゐるやうに、責任官庁をいづれにするかまづ定めて、それから統一的なそういう審議会的なものをつくりたい、この気持ちだけはわかりました。わかりましたから、この会期中に、そういう問題について責任官庁も明らかにし、そして統一的な審議会も設置をする、こういうことについて私はお約束願ひたい。そうしなければ、去年の委員会でスライド調整条項を入れたことの意味がなくなつて、それだけの親切心は私は持つてほしい。いかがでございませう。

○津吉説明員 これは申すまでもなく、われわれのほうで、御指摘をいただきましたやうに、直接に主管をいたしておりますのは、国家公務員共済でございまして、先ほど来申し上げましたやうに、調整の問題といふものは、公的年金制度全般にわたつて、特に恩給も含めましてある問題でございまして、したがひまして、われわれは、統一的

研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることが出来る」という規定がございまして、つまり、この規定は、申すまでもございせんが、われわれはいたしましては、いわば現役の職員に対する給与でいま忙殺をされておるわけでございますけれども、退職後の職員の生活の保障につきましても十分責任を持つてやらなければならぬということでございます。この規定に基づきまして、人事院といたしましては、昭和二十八年に従前の恩給制度の改正につきまして勧告を行ないました。これは申すまでもございせんけれども、こういう制度は非常に長期の問題で、ふだんの給与の問題とは違ひますので、非常に大がかりな、何年ものたせるといふ意味合いのものでございまして、当時人事課長會議その他にいろいろ機関を設けまして、各省の意見を十分練りに練りまして、数年がかりで勧告をしたものでございまして、その内容につきまして、その後いろいろ検討がなされました結果、御承知のとおり、昭和三十三年でございまして、現在の国家公務員共済の内容は、實質的に勧告の内容に基づいたものでございまして、もつとも、たてまえが、人事院の勧告は、いわゆる恩給方式でございまして、そのたてまえが共済制度という形で変わつてゐるのは御承知のとおりでございます。

以上であります。

○山田(耻)委員 私はたてまえを聞いておるのじゃないですよ。この法律はおわかりになつておるでしょう。だから、年金というものは、年金受給者の生活の維持に相当できるように絶えず配慮してやりなさいというのが百七条でしよ。百八条について、あなた方は政府並びに国会に對して、そのことに必要な意見を述べなさいというのが百八条でしよ。これに忠実でないじゃないですか。忠実でない。忠実でないということは、職務怠慢といふことになるのです。職務の怠慢は、一体国家公務員はどういう制裁を受けるかというところははつきりしておるでしょう。そういうふうなことをのべつまくなしに、百七条の主張する法の精神といふものを具体化するための努力を百八条で規定してゐるんだから、そういう努力がずっと続けられていたら、いまの小沢次官のやうな答弁はとうの昔に片づけられておるのですよ。少なくとも私が言つたやうに、去年の委員会で提起されましたスライド調整挿入のときに申し上げたやうな、年金を統一的に調整をしていく何らかのふさわしい機関が生れてゐたものだと思ふのです。だから、その点は私は、やっぱり今日あらゆる法律によつてそれぞれの分野が規制されておりますけれども、それぞれの怠慢がこのやうな結果をもたらしたものと、きわめて遺憾に思つております。過去のやういふ状態を責めるばかりが能くございせんから、前向きでものごとを解決しなければなりません。

そこで、この国会におきまして、おっしゃつてゐるやうな統一的な立場で、しかも、均衡を失しないやうな公的年金審議会的なものを設置して、必ず法律のいつてゐるところに即応していく、こういうことをひとつ大蔵省も一応主管の省としてお考へいただかなくちゃならぬ。ただ、言われてゐるやうに、責任官庁をいづれにするかまづ定めて、それから統一的なそういう審議会的なものをつくりたい、この気持ちだけはわかりました。わかりましたから、この会期中に、そういう問題について責任官庁も明らかにし、そして統一的な審議会も設置をする、こういうことについて私はお約束願ひたい。そうしなければ、去年の委員会でスライド調整条項を入れたことの意味がなくなつて、それだけの親切心は私は持つてほしい。いかがでございませう。

○津吉説明員 これは申すまでもなく、われわれのほうで、御指摘をいただきましたやうに、直接に主管をいたしておりますのは、国家公務員共済でございまして、先ほど来申し上げましたやうに、調整の問題といふものは、公的年金制度全般にわたつて、特に恩給も含めましてある問題でございまして、したがひまして、われわれは、統一的

な均衡のある調整がはかられるということを期待をしつつ、われわれも国家公務員共済組合審議会において検討を進めておるといふ状況でございます。また、非常に広く、いま申し上げる厚生省所管あるいは公企体の関係の各主務官庁あるいは地方の共済の問題というものもございまして、御指摘いただきましたように農林共済、私学共済という共済グループもあるわけでございまして。したがって、この全般についてどうこうというところは、私の立場からは御答弁がでないのを遺憾に思ふ次第でございます。特に国家公務員共済組合につきましてはそういう分野においていま申し上げるような検討について努力を重ねておるといふことを申し上げるにとどまるという点は、遺憾ながらそういう立場でございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○山田(耻)委員 大蔵省の所管は国家公務員共済組合である、そのほか国民年金とか厚生年金、たくさん所管の違うところがある。しかし、共済組合関係の法案を審議するのは大蔵委員会でありまして、大蔵省がやっぱり責任者でございます。それは、それぞれが持つておるものは確かに国家公務員の関係でございますけれども、それを統一的に公的年金審議会等、そういうものを設置してやるのだという附帯決議がなされておるわけでございまして、それを、そういうふうな張りだけで、今日まで、ほかのほうは私は知らぬ、うちのほうは国家公務員共済組合の関係についていま議論をして、こういうことだけでは、一体この問題の解決はどこでつきますか。やっぱりこういう問題を審議するのは大蔵委員会でございますから、大蔵委員会で審議し、大蔵委員会で附帯決議のついたものはやっぱり大蔵省がそういうことの音頭をとり、附帯決議の実践に向かって努力をしていく、こういう関係が明らかにされてまいりませんと、この種の問題というのはなかなか日の目を見、実を結ぶということになりません。

そこで、私はそういう全般的な問題についてはまだ後ほどの意見を保留することにして、じゃ、

大蔵省で所管をしておられる国家公務員の共済組合関係に対するスライド調整について、今日どういふ審議がなされて、どういふ結論をいつごろまでにおつけになるのか、これはあなたの所管の関係ですから、私はうやむやの話では済まぬと思ひますから、その点ひとつはつきりしてください。

○津吉説明員 どういう審議が行なわれておるかという御質問でございますけれども、審議の対象を明確にするといひますか、調整の問題についての諸種の資料を取り集めた上で検討を進めるといふ体制になつておりまして、もちろん、国家公務員共済組合審議会における会合がございまして、本式の審議会あるいは懇談会というよりなことで、その資料の収集をもとにしまして若干の議論が出ておるといふことで、統一的に継続的審議が定期的に進められておるといふ状態では実はないのでございまして。

それで、しからば、その検討についてはどういふめどでおまへはやるのか、こういうことをおっしゃつておるわけですが、われわれのほうは、先ほど来申し上げたように、非常になわ張り根性でほかのほうをはねのけたような話に聞こえました。ならばお許しをいただきたいのですが、これはわれわれのできる範囲で正直に申し上げておるところでございます。御指摘の点、十分御趣旨はわかるわけでございまして。

恩給におきましても本年度末恩給審議会の設置期間がまいるわけでございまして、そういう期間における審議、検討、それから厚生年金、国民年金等の調整についての検討、それらのものともてに広く資料を収集して検討を進めていくというテンポでございますので、いつまでにその結論を出すかということについては、われわれのほう限りの国家公務員共済組合についてだけは、所管しておるといふのだからそれだけは具体的に言えるだろう、こうおっしゃいますけれども、明確に、一年後必ずその結論は出ます、あるいは二年後出ますといふことは、特に具体的には申し上げかねるわけでございまして、もちろん、十分な検討を精

力的に進めまして、可及的すみやかに調整の実現をはかる、これは先ほど来申し上げております一緒に走つておる線が非常にいろいろあるわけでございまして、社会保障制度審議会の申し入れられたところの御指摘を待つまでもなく、非常に所管省も多数にわたつておるわけでございまして。これらを総合した結論というものは、われわれのほうとしても、それを右左を見ながら決断するといふつもりではございませんが、促進を特につとめてはかつていくについて、それぞれやはり各種の公的年金制度における性格に基づく仕分け、それからそれぞれの実態に基づく議論も並立して、並行して出てまいるわけでありますので、それらを参考にして、できるだけすみやかに成案を得て調整の実施段階に移してまいりたいというふうに、誠意を持って検討する体制をとつておるわけでございまして。

○山田(耻)委員 小沢さん、去年の委員会のときにはそこにはいられなかった。たしか藤井さんだったと思いますが、やはりスライド調整についていまのような答弁があつたわけですよ。大蔵省は国家公務員共済組合についてやる、審議をする。どういふ方法でやるかといへば、共済組合審議会でのスライドの基準とか内容について議論をする、こういう話がありまして、武蔵委員のほうからいろいろ意見が開陳をされて、そうして、私のほうから、それでは一体私学とか農林とか三公社というものはどこで審議をするのか、それがはげされるから、公的年金審議会的なものを設置して、全部の共済組合関係を網羅した調整のための基準を見つけ出す機構をつくろうじゃないか、それじゃ、そのとおり検討いたしましよというところで、最後に附帯決議となつたのです。いまの給与課長の意見というのは、去年の一番初期の意見に返つておるのですよ。こういうことで一体——国会の委員会の決議というものが実行されない、しかも国会がかわるたびに初步の意見から始まつてくる、こういうことでは一体どうするのですか。あなたは、次官は交代なさつたけれど

も、やはりそういう事柄については受け継がれておるはずでございます。いまのような答弁で私は満足するわけにはまいりません。何のために審議をしてみましたか。そういう附帯決議をつけて、公的年金審議会的なものを設置をして、均衡のとれた統一的なものをやろう、こういうふうになつておるのでございまして。それがいまの話では、恩給の関係もあるし、大蔵省所管以外の地方共済もあるし、私学もあるし、そういうものもあるんだから、そういうものもひとつ進めてもらつて、大蔵省の所管する国家公務員の共済の関係だけにについてはだいたい討議を深めております——何という答弁ですか。これからどういふふうによつていくのか、その附帯決議をどのようにまじめに守つていくのか、実践をしていくのか。よもや、こういう附帯決議はわしや知らぬ、こんなものは大に食われてしまふという態度で仕事をなさつておるのじゃございせんでしょうね。答弁をしてください。

○小沢政府委員 御承知のように、調整規定がそれぞれ法律に入るようになりましたのは、まず、恩給法の改正のときに調整規定が非常に問題になりました。恩給法の改正のときにその調整規定が先行したわけでございまして。そこで厚年あるいは国民、それから昨年この共済組合等の改正の際にそれに応ずるような調整規定というものをそれぞれ年金制度の中に取り入れてきたわけでございまして、恩給法の改正の結果できました調整規定の運用について、その内容、基準をどういふふうにするか、また、その経費の財源の分担等についてどうあるべきかということ、いま内閣の恩給審議会でも鋭意検討中でございます。しかし、物価、経済事情の変動等もございまして、それを得つておつたものでは恩給の増額が時勢に合わない、それに基いて、私ども、恩給の引き上げあるいは共済年金の引き上げ額を七十歳以上は二・五％とか、いろいろ御審議をいただいております。ような改正案を出したわけでございまして。

御承知のとおりでございますから、そういう意味においては、私もやはり恩給審議会の調整規定の内容がきまつてくる、これがやはり中心になつていくべきじゃないだろうかというふうに考えるわけでございますが、やはり共済関係は、御承知のように、そのもとは恩給法であつたわけでございますので、そういう点から考えましても、恩給関係のほうの審議会がどのように進行していくか、それが非常におくれるような場合には、当然これは私もとして、やはりそれぞれの法律の中に規定があるわけでございますから、行政府としては法律の忠実な運用、施行というものを考えていかなければいかぬ立場でございますので、実行について十分考えていかなければいかぬと思ひますけれども、幸いに恩給審議会のほうが一歩前進いたしております。したがつて、その審議会の結論を待ちまして考えていきたいというの、いまの政府の考えでございます。

ただ、たまたま先ほど議論がありましたように、つい最近制度審議会から総理大臣に答申も出たことでもございますので、この点も含めまして、政府部内全体として、その取り扱いをさらに前向きで真剣にひとつ検討してもらいたい、こういうつもりでございます。

○山田(重)委員 昨年恩給法改正に伴う年金額改定の法律案がありまして、国家公務員共済組合審議会、地方公務員の共済組合審議会に諮問されまして、その答申が出ております。その答申は、恩給追従主義は排除されるべきである、恩給に追従していく共済組合のあり方というものは排除されるべきであるという答申が出ておるのであります。いまの小沢政務次官のおっしゃる言ひ方というものは、恩給が主であつて共済組合が従の立場にある、こういうものごとの考え方で律せられておるところに、私が申し上げたような公的年金審議会が育つていかない原因の一つがあるような気がいたします。恩給追従主義は排除されるべきであるというこの答申は、あなたは、そんなことを言うたつてそんな答申は何になるかというお気持ちでこの答申

をお受けになつたのですか。どうなんですか。

○小沢政府委員 決してそうではないのでございます。したがつて、昨年の附帯決議あるいはまた共済組合の審議会のほうから出ました御意見等に基づきまして、公務員の年金制度連絡協議会というものを設置いたしまして、先ほど来申し上げているような方向でやつていくわけでございます。

ただ、私が先ほど申し上げましたのは、現実問題として非常に、一歩も二歩も先んじて調整規定が入りました恩給法でありまして、その点から、そういう意味で申し上げたのでございますが、したがつて、その答申そのものあるいは附帯決議そのものを無視するような考え方は、私もございせん。そういう意味では、まだ結論が出ないのてたいへん申しわけないのですけれども、そういう方向で鋭意検討してまいりたいと思ひます。

○山田(重)委員 いろいろと過去勤務の関係もありますけれども、恩給というものに追従していく共済組合というものでないことは、もうよく御理解いただけたと思ひます。しかし、現実が恩給が先行しておるので、結局、それが主になつて、恩給の独断的な考え方が共済組合に押しつけられておる、こういう弊害を無視するわけにはいかないのですね。だから、この審議会の答申が、恩給追従というものは排除していかなくちゃいかぬという、このものごとの考え方というのは、私はやはり正しいと思ひます。だから、それはそういうふうな気持ちの中で整備しながら、共済組合制度のあり方、あるいはスライド調整に対する審議会の設置のあり方、こういうものについて結論を出していただきますと、非常に混乱がより深まつてまいりますから、その点は、私はひとつ留意をしていただきたいと思ひます。

そこで、かなり時間も過ぎたやうでございますが、いまの去年つけた附帯決議、これは性格上、ことしもうしてもまたつけなければおさまらぬものなのですよ。そこで私は、この問題については、もう二年がかりになりますから、お約束をしてほしい。来年のこの委員会には、公的年金審

議会的な、統一的な均衡のとれた年金スライドの審議会を必ずつくつて、そういう提案をしていただく、こういうことのお約束、ないしはそれに近いお約束、こういうものは私はしていただいてもいいと思ひます。去年のこの委員会の附帯決議そのものの実施は、この国会に出ていはずなんです。それが、いまいろいろおっしゃつたやうな理由もありまして、できませんでしたことは、私は遺憾です。次の国会にはそういうものが整備されて出てくるように、これはひとつ十分配慮することを、お約束願つていいんじゃないかと思ひますが、どうでございますでしょうか。

○小沢政府委員 ごもつともな御意見でございますので、私も努力いたします。

○山田(重)委員 努力のことばもなかなか幅が広いのでございます。いままで努力する、善処するということで、なかなか目の目を見たことがないのです。この問題については、昨年の法改正で、スライド調整案項を入れて、そうして附帯決議がついた、そういう経緯がございますし、行政府としては、あの法律改正をするときに、こういう委員会でもやりますよということをつけておくことが、法律を提案する人の責任だと思ひます。しかし、それができなかったもので附帯決議がついた。その附帯決議がついて一年、来年は二年になります。来年には、努力するということではなくて、そういう方向で結論をつけて提案をしたい、そういうふうな濃度の強い、濃い努力、そういう意味の努力と理解してよろしうございませう。

○小沢政府委員 ぜひ御理解のやうな方向に私はしたいものと考えております。

○山田(重)委員 この点については、私のほうの理事さんにもお願いしておきますが、委員長もよく御承知をいただいて、理事間で相談いただいて、いま小沢さんが答弁なさつたやうな努力は、濃い、実現に近い努力であるということを含めた附帯決議をつけていただくようにお願いいたしておきたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

○吉田(重)委員長代理 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 旧令共済、公企業共済の一部改正に関する質問をいたしたいと思ひます。

最初に、国鉄の厚生局長にお伺ひいたします。退職一時金の問題ですが、国家公務員の共済組合法によれば、二十日から五百五十日、こういうことになつてゐるわけですが、公企業の場合は二十日から四百八十日、こういうことで、両者の間に最長期の場合三十五日の差があるわけでありまして、これは一体どういふ理由であるか。そして、私もとしては、やはり同一に、少なくとも四百八十日という公企業の退職一時金の限度額を国家公務員共済組合法並みに引き上げるべきである、こういう考えを当然に持つておるわけでありまして、その点に対して、これを直す意思があるかどうか、この二点について、まずお伺ひをいたしたい。

○中西説明員 国家公務員の共済組合法と公企業法の共済組合法とで一時金の日数が違ふという問題は、この法律ができましたときに、公企業法の共済組合法は、年金の支給のほうを充実するというほうに重点が置かれておりました。それに比べて、一時金のほうは国家公務員と比べた場合に若干薄くなつてゐる、それで、公企業法の共済組合のほうには掛け金の限度において支給するといふたてまえになつておりますためにその日数に違いができてまいつたわけでございます。

第二点のほうは、これは国鉄だけの問題ではございませんで、三公社、この法律が一緒になつておりますし、また、この問題につきましては監督官庁とも御相談はいたしますが、やはり全体のたてまえといふことを念頭に置かないと、この法律のできたいきさつその他から、国鉄自体だけで御答弁いたすわけにはまいらぬと存じます。

○広瀬(秀)委員 いまの答弁を伺つてみますと、国鉄や公企業関係では、年金を重視していきたいといふことで、退職一時金は控へ目にとりうような考えが成立当初あつたやうであります。しかし、実際問題として、これは給与課長に伺い

ますが、国家公務員関係のほうが、年金を受給しないやめる人が公共企業体よりも多いのだ、あるいは、そういう政策的意図があるのだという、そういうものはあります。公共企業体は、もう年金受給年限以上越えてつとめる、これがたてまえであり、国家公務員のほうには、いまの中西さんのお話を聞くと、年金重点ではない、途中でやめた者にも十分見てやろう、こういう考えを裏づけるような具体的数字というものはあるんですか。そういう政策意図なりというものがあつたということでございますか。どうなんですか。

○津吉説明員 特別そういうことを裏づける資料はわれわれ持っておりませんが、ちょっと蛇足かと思ひますが、昭和三十六年に、これは申すまでもございせんけれども、通算年金制度というのができました。そのまゝ一〇〇%受けるというたてまえではなくて、できるだけ年金を受ける、いわゆる国民皆年金という方向で通算年金制度ができたわけでございまして、退職一時金からその通算年金の原資を凍結するといった措置が法定されておるわけでございまして、その段階におきましては、年金をもらう者がいわば少なくなくなるということは、国民皆年金のたてまえに反するといふことは申し上げるまでもない次第でございまして、われわれ国家公務員共済におきまして、これは当然通算年金の規定もございまして、その全般的なたてまえに即して通算年金が発生して行くという状態でございます。特にそのたてまえにおきまして、われわれ、そのたてまえとおっしゃることに付いて、実態が違ふという資料は持ち合わせてはおらないのでございまして。

○広瀬(秀)委員 答弁が蛇足だということでもございまして、確かに、できる限り皆年金という立場からいけば、退職一時金の問題というのは、全体の比重としては低下する議論になるだろうと思ひますけれども、しかし、同じような立場をとって、同じような運営をされてる公企体と

国公の関係で、特段に取り立てた理由というものがなくて、こういう二本立てになつておるといふ問題については、私もやはりおかしいと思ふので、どうしてもこうでなければならぬ積極的な理由というものは、現在では——先ほど中西さんが言われたような点も消滅をしているといふことだろつと思ひます。したがつて、これは早いところ統一して、この適用を受ける場合もそれほどではないような状況になつておりますから、こういうおかしなものを統合して五百十五日というふうに直すように努力する、こういうふうに要望をしておきたいと思ひます。それから、国家公務員のほうには退職時からさかのぼつて三年間の平均だ、それから公企体のほうには退職時の給与が年金算定の基礎になる、こういう差別もあるわけでありまして、そういうものも、これは当然公企体並みに国公を直す、そのことについて、国公は、やはりどうにもそうでなければならぬ、過去三年間にさかのぼつてその平均が基礎となる、それでなければならぬんだという積極的な理由というものは、私はやはりいまないのじやないかと思ふ。それはただ年金額をできるだけ低く抑えようといふこと以外にない。さっきの議論を裏返ししたような形にすれば、やはり公企体と同じように、退職時の給与というものを、その他の場合にもそういうことがずっと長い間やられてきたわけでありまして、それから、そういう点でこれも統一をする、そういう方向に私は行くべきだと思ひますが、その点いかがでございますか。

○津吉説明員 いろいろ御答弁をしながら申し上げようと思ふ項目を先に言われまして、非常に困惑するわけですが、先生御指摘になりました相違といふものは、これは確かに最終俸給と、われわれ退職前にさかのぼりまして三年間の平均の俸給という点、非常に大きな違いがございまして、これは当然お触れになるでございまして、また、最低保障という制度が公企体にはございまして、公企体のほうにはない、もう一つ基本的なことのほりますと、給与体系が違ひ、いろいろ基本的な相違があらうかと思ひます。

そこで、まず第一点の、三年間の平均といふのは、どうでもそうでなければいかぬ絶対的な理由があるか、こういうお尋ねでございまして、これは私も、三年といふことに特段の理由があるといふふうに、三という数字を尊重するといふ意味合いで三に固定しておるといふことではございせん。これはすでに御承知のように、社会保険制度といふものは、保険料と給付が、いわゆる保険公平の原則によりまして、できるだけ見合うといふことが一つの原則になつておりますので、その掛け金と給付がやはりできるだけ公平に対応していくといふ意味合いでは、あるいは、厚生年金でとつておりますような、在職期間全額を通ずる平均の標準報酬という基礎も考えられるわけでございます。あるいは、いま御指摘になるような、最終俸給だけを給付の基礎俸給とするという方式も考えられるわけでございます。しかし、先ほど来山田先生からも基本的な突っ込みをいただいたのでございまして、一体、社会保険は、いわゆる定額部分と報酬比例部分というやうなものをどのように考へて生活保障的な部分を確保するかということがございまして、反面、公平の原則というやうなことも合はせまして、やはり最終俸給という基礎によりました場合に、御指摘のありますやうに、財源の問題といふことは当然ございまして。しかし、最終俸給のみをとりません場合には、その財源が、国庫負担でも増強しない限り、あるいはその他何らかの方法で財源を充足しない限りは、掛け金によりましてまかなわれる給付という部分は、相対的には減つてくるといふことが、少ないわけでございます。そこで、いわゆる後発過去勤務債務といふものが、毎年ペースアップが行なわれておるやうな状況に照らしてみますと、その過去勤務債務を負担するものはだれか、その区分はどうするか、これはまさに調整規定において、先ほど来御質問のありました重要な諸点でございまして、それらの基本的な検討とともに、やはり三年でいいのか、あるいはは

全期間平均でいいのか、あるいはその他何年でののかといふやうなこと、あるいは最低保障とか公務廃疾があるとかないとかいふ制度上のパラメータといふことも同時に総合的な検討を進めていかなければいかぬ事柄であらうといふふうにわれわれとしては思つております。

○広瀬(秀)委員 国家公務員法の百七条を見ましても、あるいはまた共済組合法の規定を見ましても、本人が退職した当時、あるいはその後の生活を安定させていくんだ、こういうことですね。扶養家族がある場合には、扶養をするといふやうなことを含めて生活の安定、国家公務員なりあるいは公共企業体職員なりの生活の安定と福祉の向上をはかつていくんだ。少なくとも在職当時よりは三割なり四割なりといふものが減額された形で、年金があるいは五割近くのものにもなる、そういうことになつておるわけですね。そこにやはり生活の安定と福祉の向上、退職の当時というやうなことをうたつてあるのだし「その後における」といふことよりたつてあるわけですから、したがつて、いろいろな方式は、それは財源的な問題を持つてくれば考えられないことはない。しかし、公企体でやつておることは、公務員関係でできないといふこともないわけでありまして、また、いまおっしゃつたやうに、国家公務員のほうには最低保障があるけれども、しかし公企体はないのだ、そういうやうなことでも、ある程度バランスといふますか、そういうものもとれておるのじやないかといふやうな御見解もあつたわけですね。しかし、公共企業体で年金をもらふといふやうな場合に、八万四千円とかあるいは遺族給付の場合に六万七千二百円とかいふ形が実際に出るケースといふのは、現状においては、大体において公企体も二十年以上勤務をするといふ場合なんかは出てこないわけですね。そうすれば、そういうものは、いまの給与課長のお話を裏づけるやうな趣旨としてはもう時代おくれのものにもなつておる、こういうやうなことを考えますと、やはり公企体でやつていく程度のことを公務員に対してやつてもいいので

はないか、これは素朴な議論かもしれない。私も専門家でないから、財源等、保険数理はよくわからないわけですが、しかし、公企体で現にやっている程度のことであっても、これは当然じゃないか。そこに差をつけなければならぬ。積極的な理由というものが、大体いまのお話でいえば財源じゃないかということですが、その点、私も遺憾ながらここで突き詰めて洗うわけにもいきません。もし、ほんとうにそうでなければどうにもならないのだ、掛け金を著しくふやさなければならぬのだ、そういうことを具体的にこの場で説明できますか。できるとすれば、これはまた別途検討しなければならぬと思いますが、いかがですか。

○津吉説明員 あるいは誤解を招きました点がございました。もしもあれが、そういう点が、最低保障制度が公企体にはない、われわれのほうにはある、したがって、給付の基礎俸給が最終俸給である、われわれのほうは退職時までの三年平均の俸給である、これでバランスがとれておるのだという意味合いで申し上げるわけではございません。口幅つたいようでございしますが、基本的な社会保険の制度といたしまして、単に財源の問題だけではございせん。先ほど来御議論ございましたように、負担者の負担能力あるいは国の負担すべき負担区分という基本的な問題もございします。そういう前提におきまして、公企体が現にやられておること、また、われわれ国公共済で現にやっておりますこと、これはそれぞれやはり基本的に検討をいたしまして、総合的に見ますとバランスがとれたという社会保険制度として検討されるべきものであらうかと思ひますので、先生御指摘のように、たとえば基礎俸給を最終俸給に持つてくるということが絶対的に負担できないかどうかというような試算も特にいたしてはおりませんので、数字をあげて、こういう数字になつてはく大な負担になりますから、それはわれわれのほうとしては基礎俸給にはとれせんというような説

明は、遺憾ながら、申しわけないですけれども、できない次第でございします。

○広瀬(秀)委員 その点、いま具体的には答えられないというところでありまして、最終俸給を基準にしたのならば、いまの掛け金率その他、使用者としての国の負担あるいは国庫負担、こういうものをどうしても増額せざる限りというところはございせんという計算を、もしあれば検討して出してください。そうでない、この点の論議はこれ以上続いてもむだになりますから、この点、数字を十分検討して、できるかできないか。いまの掛け金を前提にしながら、それから国庫負担についてもいまのやつをまず前提にしながら、そしてまた、私も国の国庫負担——使用者としての国の負担でなく、あるいは使用者としての公企体というようなことはなしに、国庫負担分というものを少なくとも二〇〇程度、厚生年金に対してやつたと同じようにやつてもらいたいという要求も持つていくわけでありまして、そういうことになれば、それは当然であると思ひますが、そのことも含めて、そういう場合ならこうだというようなことも資料として計算したものを、われわれの納得できるような形で提示をしていただきたいと思ひます。次の共済組合関係の質問がある際に提出をしていただくように、これは資料要求をしておきます。よろしくございしますか。

○津吉説明員 技術的に、計算の問題でございします。いつ、たとえばあしたというの間に合いますようにできますか。努力をいたしまして、できる限り提出をいたします。

ちよつと補足させていただきますけれども、単純に財源の問題というふうにわれわれは考えておりません。先ほど長々と申し上げましたけれども、社会保険の中には、厚生年金のような基礎俸給のとり方もございしますし、公企体公共済のようなり方もございしますし、国公共済、地公共済のようなり方もありますし、また、農林、私学のような三年間の平均でございしますが、標準報酬というようなり方もございします。そういういろいろ

る条件の違いを基本的に検討して、社会保険制度としてはどうあるべきかという検討にまづべきものであつて、現在の段階で直ちにどちらにならうかという決断はできない段階であらうというところを申し上げておることが一点と、それから先ほど重複いたしますけれども、保険の公平性という点から考えますと、最終俸給を基礎といたしまして、拠出額と給付額との均衡がとれない状態が大きくなる、不均衡が大きくなるというやうな面もございします。また、終わりにつけ加えますならば、公企体におきましては最終俸給を年金給付の基礎におとりになっておりますけれども、反面、退職手当の支給につきまして三〇の減額によつて調整をされておるといふ点もございします。

そういう非常に複雑な諸手段によりまして均衡を見ながら進められておるといふ諸制度でございします。総合的な諸種の条件の基本的検討にまたざるを得ないというのがたまたま論でございします。

先生の御要求になりました最終俸給を国公においてとつたならばどういふ財源が要るかということとは、計算の問題でございします。また、対象をどのように見るか、いろいろ技術的な問題もございします。できる限り努力をいたしまして、早期に提出をいたしたいと思ひます。

○武藤(山)委員 関連。

いまの給与課長の答弁で、今後検討し、数字も抽出して、十分前向きな姿勢を明らかにしたような気はいたすわけですが、給与課長は新たに課長になられたわけですから、共済のことも前向きに改正していこうとか、改善をしようとかいう意識に乏しいと思ひます。いままでの経過をずっと反省してもらふならば、この段階ならとくに、いま広瀬さんが質問されておるやうな問題については数字をもつて答えられるだけの大蔵省は時間的余裕があつたはずなんです。これは二年も前からずっと議論が続いているわけですから、そこで、ちよつと給与課長の頭に入れてもらい

たいのは、いまは、物価騰貴がない時勢、あるいは給与のベースアップがない時勢とまるで違つた勢のわけですね。一年間に六〇あるいは七〇とベースアップが行なわれるわけですね。三年間それを合せてみると、とにかく二割近い賃金の差が出てくるわけですね。フランスのスライド制を見て、ヨーロッパ各国のスライド規定を見ても、大体過去三年間で二〇の賃金変動があつた場合には自動的にスライドが働くというやうな調整規定を持つた国が多いわけですね。ところが日本の現状は、もう三年間で大体二割近い変動が行なわれる情勢というものが長い間続いております。したがって、それだけのベースアップが行なわれれば、当然掛け金の絶対額もふえるわけですね。率が大体きまつておるのですから、ベースアップが行なわれれば収入もふえる、給与のほうはある程度ふえてもそれではかなりカバーできるはずなんです。そういう数字は具体的に給与課は検討してはいるべきだ。きょうあたりの委員会においては、検討した結果、なるほどこれは退職時の賃金にしても差しかえはなさそうです。運用のほうの利息でこれだけ収入はあるし、長期の原資はこのように使われているからだいたいふふふのやうだという答えが私は出るものと実は期待しておつて、いささかいまがっかりしたのです。しかし、いま給与課長は新たに給与課長に就任されて、精力的に今後それらの問題を数字を合せて検討しよう、こういう答弁があつたのですから、できるだけこの審議期間中に、まあ、来週の火曜日の十一日ごろまでにそういう数字を早く集めてもらつて、できれば、今国会で、よりはつきりした附帯決議なり大蔵省の姿勢なりが示されるやうに最善の努力をしてもらいたい。強く要望しておきますが、いかがですか。

○小沢政府委員 武藤先生のおっしゃることはよくわかるのですが、私、これは当たつてはいるかどうかかわかりませんが、大体千分の五程度拠出が上がつてこないとなかなか実行困難じゃないかというふうに思ひます。私年金関係のほうをや

たいのは、いまは、物価騰貴がない時勢、あるいは給与のベースアップがない時勢とまるで違つた勢のわけですね。一年間に六〇あるいは七〇とベースアップが行なわれるわけですね。三年間それを合せてみると、とにかく二割近い賃金の差が出てくるわけですね。フランスのスライド制を見て、ヨーロッパ各国のスライド規定を見ても、大体過去三年間で二〇の賃金変動があつた場合には自動的にスライドが働くというやうな調整規定を持つた国が多いわけですね。ところが日本の現状は、もう三年間で大体二割近い変動が行なわれる情勢というものが長い間続いております。したがって、それだけのベースアップが行なわれれば、当然掛け金の絶対額もふえるわけですね。率が大体きまつておるのですから、ベースアップが行なわれれば収入もふえる、給与のほうはある程度ふえてもそれではかなりカバーできるはずなんです。そういう数字は具体的に給与課は検討してはいるべきだ。きょうあたりの委員会においては、検討した結果、なるほどこれは退職時の賃金にしても差しかえはなさそうです。運用のほうの利息でこれだけ収入はあるし、長期の原資はこのように使われているからだいたいふふふのやうだという答えが私は出るものと実は期待しておつて、いささかいまがっかりしたのです。しかし、いま給与課長は新たに給与課長に就任されて、精力的に今後それらの問題を数字を合せて検討しよう、こういう答弁があつたのですから、できるだけこの審議期間中に、まあ、来週の火曜日の十一日ごろまでにそういう数字を早く集めてもらつて、できれば、今国会で、よりはつきりした附帯決議なり大蔵省の姿勢なりが示されるやうに最善の努力をしてもらいたい。強く要望しておきますが、いかがですか。

りましたときのあれでございすから大体間違いない。まあ千分の五くらいだったと思ひますが、資料は提出いたします。ただ問題は、やはりたてまえ論、保険という制度をとっている以上、保険の公平ということから見て、最終の俸給を国共につきましてとることについては、ただ単に財源だけでなくて、そういう観点からもやはり考えていかなければいかぬ問題があるということだけは、これは先生専門家でもよく御承知だろうと思ひますが、その点もひとつ含んでいただきたいと思います。

それから、過去三年間で大体二割くらい上がっている、ベースアップがある、だから、それに応じて拠出額といひますか、それも率でいひますから上がっているのじゃないか。御承知のとおり、大体三年に一回恩給の改定というのにも見合ひまして、共済のほうも、今回もそうなんだから、改定のあれは、平均しますと大体二割から二割ちょっと強というふうなことでございすから、その点はあまり不公平といひますか、片手落ちにはなっていないように思ひますのでございすけれども、なお、資料をお出しいたしまして、御検討いただきたいと思います。

○広瀬(秀)委員 時間があまりありませんので、この問題は資料が提出された後にまた詳しくやりたいと思ひます。

ただ一点だけ言つておきますが、この国家公務員共済組合法あるいは公共企業体共済組合法が制定された当時の実情といひますのは、過去三十九年間の平均とそれから最終時の俸給額といひますのをとつても、大体三割程度の差であつたといひますことがいわれておるわけでありまして、最近のようには毎年昇給まで入れますと大体一〇%をこえるような大幅な給与の引き上げといひますこともあるわけでありまして、そういう点での矛盾といひますのが、さらにこの制度が出てきた当時よりは非常に拡大している。そういう矛盾の度合といひますのが拡大しているのだといひますことを十分念

頭に置いて、前向きな検討をぜひひとつ要望しておきたいと思ひます。

次に、年金の最低保障額の問題でございども、国家公務員関係では八万四千円といひますものがある。おそらく共済組合法に移行してから、あるいは旧令、旧法等を通じて八万四千円程度の最低保障を受ける人といひますのは、特別なレアケースとしてだけしかないと思ひます。したがつて、二十年満足に共済組員として過した場合には、給料が低いために最低保障の適用を受けるといひますケースは、もうほとんどなくなつてしまつて

いるのだらうと思ひます。おそらく、これは資格期間として見られてゐる一部雇用人といひますような形の中で見られた資格期間、こゝろのうちにこの最低保障の制度が働いてゐると思ひます。したがつて、法律の趣旨からいひますと、老後における、退職後の生活を安定させていくんだといひますところからいひます、やはり最低保障額といひますもの、生活の安定といひますようなことからいひます、もうすでに非常に縁遠い数字になつてゐるといひますように考へざるを得ないわけでありまして。たとえば、主税局で税制の課税最低限をきめるにあつたときの標準家計といひますのは、一日当たりの食費だけでも一人当たり二百五十円だといひますような試算もしてゐるわけですね。そういうことからいひます、食つていくだけでも、どう少ない目に見えても一人では六千円以上のものはかかるんだといひます状態の中では、生活の安定、福祉の向上といひますことをうたつてゐる以上、この最低保障額といひますのもまた非常に低いものになつてしまつてゐる。この引き上げをやはり当然に考へていくべきではないか。これは旧令あるいは旧法の共済組合法を含めて、また公企体には最低保障がないけれども、公企体においてもやはり最低保障といひますものはつけていかなければいけないんじゃないか、こゝろのうちに思ひますが、この点について、給与課長、政務次官、それから公企体の責任者から見解をこの際聞いておきたいと思ひます。

○津吉説明員 国家公務員共済におきましては、先生御指摘になりましたような最低保障制度をとつておりまして、退職年金につきましては八万四千円、遺族年金については六万七千二百円といひます最低保障をとつております。これは申すまでもないと思ひますけれども、その算定の基礎といひまして、厚生年金の最低基準の額をもつて保障額としておるということとございす。そういう考え方でございす。

先ほど武藤先生からもお話がございましたベースアップに関連する保障の問題でございすけれども、それは直ちにいわゆる調整に全般的にかつてまいりまして、フランスの例をあげられまして、フランスにおきましてその財源を負擔してゐるのはだれかといひますと、事業主と被保険者でございす。西欧において調整が行なわれておるという國でも、いわゆる三者負担といひますようなことがやられておるのが大半でございまして、そういう調整の問題としてやはり十分検討すべき問題ではございすけれども、現段階においては、先ほど申し上げました厚生年金の最低基準の額をもちまして国家公務員共済の最低保障額としておるという制度でございす。

○黒住説明員 ただいま御指摘のうちに、われわれのほうの公共企業体の共済組合法におきましては、最低保障がございせんことは御指摘のとおりでございす。

先ほど大蔵省から御答弁がございましたように、国共の場合と公企体の場合、若干ずつ相違がございすけれども、制度全体といたしましてやむを得ない点もあるかと思ひ次第でございす。制度全体として検討しなければならぬ点でございすので、今後その面につきまして検討を進めていきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 いま私が申し上げたのは、一つ例をとつて、生活の安定、福祉の向上といひます問題でその退職年金制度といひますものがつくられてゐるわけですから、したがつて、現在生活をしていくのに、しふちんの大蔵省主税局ですら一日一人食べていくのに二百五十円くらいはかかるのだといひ

うこと、これはほんとうにやりくりの上手な献立表をつくつてもそれくらいかかるのだ、それで月に六千円をこえる、年額では七万二千元をこえる、こゝろのことになるわけでありまして。それから見ますと、福祉の向上なんといひますことが法律に書いてあるけれども、八万四千円、その差額は一万二千元しかない。食うだけで手一ぱいで、その他のことは何もできない、そういうようなことにもなつてゐるわけですね。厚生年金と合わせたのだ、こゝろ言われるけれども、しからば、これは厚生年金のほうもそういう立場で、これもやはり民間企業に働く労働者たちが二十年以上企業に勤めて、掛け金もちゃんとかけて、そして年金をもらうわけでありまして、趣旨としてはやはり同じだと思ひます。そうだとすれば、やはりそつちも底上げをして、こゝろ生活保護基準と比較するのには必ずしも妥当ではないかもしれないけれども、生活保護基準ですら、六十歳の老夫婦二人でいへば、一級地で一万五千円はこれは保護基準として支給される、給付を受けられるわけですね。それから見まして、あまりにも生活保護の算定といひますのは、もうほんとうの最低生活、最低ぎりぎりの文化的な生活といひます生活だと思ひます。それよりもなおかつ、掛け金をかけ、長い間企業に勤務をしてゐた人が、老後の生活が安定されるのだといひます楽しみでやつておるがらそういう状況になつてゐることに對しては、やはりどうしても問題が残る。したがつて、少なくとも生活保護基準程度までには最低基準といひますものは引き上げることが、これはやはり常識的な線だらうと思ひます。

こゝろの点で、運輸省のほうは前向きな検討をされるといひますが、大蔵省のほうは、その点、何か厚生年金に合わせたのだといひます木で鼻をくくつたような答弁で、まことにけしからぬと考へるわけですね。検討の必要といひますものが、いま私が申し上げたような点からいひます、いやそりゃないのだ、一日二百円以下でも食生活はもう幾らでも可能なんだ、だからこゝろで適当なん

だという、焦点を合わせた答えをひとつしていただきたいと思ひます。

○津吉説明員 おしかりをいただきまして恐縮ですが、この最低保障で絶対にいいんだというふうには考えておりません。先生御指摘の点も考慮をいたしまして、先ほど来議論のありましたスライドの問題に関連をいたしまして、その負担をだれがどの程度やるかという基本的な問題の一環をいたしまして検討しなければいかぬ、これは前向きに検討するというつもりでございます。

○広瀬秀委員 前向きに十分検討して、早くこれを改善するようにしていただきたいと思ひます。

それから、共済年金受給者と老齢年金の併給の問題であります。これはいまのたてまえでは、恩給なり共済年金なり、一つの年金を受けている場合には老齢補給年金は併給されないうえになつてゐる。そのことはわかるわけでありすが、これは特に旧令共済、旧法共済等の非常に古くやめた人で、長生きをしておられる方たちから非常に強く希望があり、切実な要求として出されている問題なんです。われわれにも今日の、たとえば国鉄あたりをやめて、この国家公務員共済組合法の最低保障額にも満たないような年金受給者がかかりおるわけでありすが、そういう人たちが七十歳になつて支給を受けられない。またこれも生活保護と比較するのはどうかと思ひますけれども、まあ一級地で一萬五千元は生活保護でもらえる。そのほかに、この補給年金を二人で三千二百円もらつて一萬八千二百円になる。こういうにもかかわらず、月六千円か七千円ぐらゐしかもらえないという人たちが、補給年金をやはりわれわれにもくれないじゃないかという、そういう要望というものは非常に強いわけでありすが、これは法のたてまえはそうなつてゐるけれども、一つの年金をもらつてゐるからというので、最低保障もないような制度の中では、当然これはその人たちが在職時には、その当時としては安からざる相当な掛け金もかけて、老後は安泰だとい

うことで、幸か不幸か、年をとつて長生きをしなければならぬためにそういうひどい思いをしなければならぬという、そういう状態に放置していいものかどうかという点は、やはりこれは非常に問題だらうと思ひます。したがつて、補給年金については、これはたしか他に二十六万円ぐらゐの収入のある人までは補給年金ももらえるわけでございます。そういう状況だとすれば、世間一般の常識的な観点からいつても、わずかに千六百円ぐらゐの補給年金をこの人たちにも併給してやつてもいいのではないか、こういう考えを強くいたすわけでありすが、その点の見解を承りたいと思ひます。

○河野説明員 公的年金と国民年金の補給年金の併給の問題でございますが、これは先生御承知のとおり、昭和三十六年に国民年金制度ができて、いわゆる国民皆年金が達成されたわけでございます。こういうような制度のたてまえになつたわけでございますけれども、その皆年金が達成されたにもかかわらず、あるいは高齢であつたとかその他の理由でもつて、拠出制の国民年金に乗りがたい人、あるいは他の公的年金制度からの年金を受けられない、こういう方々が現実存在する、こういう方々に対して何らかの手当てが必要だ、こういうことで補給年金の制度ができたわけでございます。したがつて、制度のたてまえといたしまして、先ほど先生が御指摘になりましたように、これは国民年金の拠出制年金がもらえない人あるいは公的年金の支給を受けられない、公的年金の受給者以外の方に対して補給年金を支給する、こういうたてまえになつておるわけでございます。したがつて、他の公的年金制度を受けられる方につきましては補給年金は支給しない、こういうたてまえになつておるわけでございます。しかしながら、当時まだ他の公的年金制度のレベルが非常に低かつた、こういうようなことから、一定の額以上に満たない年金をもらつてゐる場合には補給年金を暫定的に支給する、こういうふうなたてまえをとつたわけでございます。したがつて、本来の考え方からいたします

と、公的年金が現在のように充実されるに伴ひまして、補給年金との併給措置を今後廃止するといふのが本来の筋の方向であるわけでございます。これを申し上げますと、補給年金というのは、他の公的年金制度の金額が低いのでそれを補うためにあるのではない、こういう形になつておるわけでございます。補給年金を併給するという考え方は、むしろ本来、他の公的年金制度の本質的な改善を妨げるというふうなおそれも考えられるわけでございます。私どもとしては、そういう他の公的年金制度の充実を行なうことを急務である、こういうふうな考えておるわけでございます。

したがつて、各省の連絡協議会を通じまして、それらの年金額の引き上げといふものを従来から要望してまいつております。それが今回の改正にも見られますように、逐次改善されてきておる、こういうことでございます。したがつて、私どもとしては、補給年金といふのは、他の公的年金制度を補う制度ではございませんで、本来の各種公的年金制度の充実を期することこそ急務であり、本筋である、こういうふうに考えておるわけでございます。

○広瀬秀委員 その議論は十分わかつての上で私はあえて質問をいたしておるわけでありすが、先ほど私がいろいろ例などをあげたように、現実にはそういう人が存在をして、その人たちは、常識的に考えて、法のたてまえがどうのこうのといふことは、非常にお年を召した退職公務員なり、あるいは退職した国鉄の職員なり、こういうような人たちは、理屈ではわかつたにしても、実際、今日のそういう状態に置かれてゐる立場から見れば、くれたつてちつともふしぎではないじゃないかといふことがあるわけですが、そういう点で、これは他の公的年金をそれより引き上げる、これが筋である。それは理屈としてはそのとおりであります。しかし、それは一体どのくらいかかるのか見当がつかない。先ほどから山田委員とのやりとりを見ましても、これらの点について、進捗の度

合ひといふものはまことに遅々たるものがあつて、そういう中でこういう矛盾が出ておるわけですが、したがつて、政治はやはり生きものだし、政治的な配慮といふようなものから実際には補給年金制度が生まれたわけですよ。そういうような経緯から見れば、これは筋道どおりの改定なり改善なりといふものがなされない限りは、特例的なそういうものに対する併給といふようなものは——ここに一つの問題として最低保障額が八萬四千元といふものも出ておるけれども、それにすら満たないものも出ておるわけですよ。

そういうような見地から、何らかそこに補正するといふんです。補完をするといふか、法律を直せばやれることであり、絶対的に、物理的に必ずしもできないといふことはないのであるから、そういう政治的配慮といふものは、この補給年金をつくたときにもあつたからこそのできたのであつて、しかも額はきつめて微々たるものである。そういう状況でございますから、これらの点については、これこそ前向きにすみやかにやつてもらわなければ、やがて消滅すべき制度なんだといふこともありますから、これについては考慮の余地が十分あると思ひますが、その点について、ひとつ政務次官から、政治家としての答えを聞かしていただきたい。

○小沢政府委員 政治家として考えますと、先生のおっしゃることはよくわかるのですけれども、一方、政府に入りまして、いろいろ他の制度との関連、また、公的年金といふものの本質的な面を考へていきますと、補給年金といふものは、拠出年金に対する補完的制度でございますから、これが主体になつて考えを進めていくのは、私は年金制度の中では少しおかしいのではないかと、むしろ社会保障の社会政策のほうで考へていくべきもので、たとえば補給年金等については国民年金法の中に入つておられますけれども、あつてもはむしろ老人福祉法なりあるいは母子福祉法なりのそういう社会保障のほうで、狭い意味の社会保障のほうで考へていくべきものではないか、理論

的にはそうではないかという気がするわけでございます。

そこで、年金制度の中で、いま先生おっしゃる通りに、確かに非常に低い恩給あるいは低い年金をもらっている、これらの、ことにお年寄りの家庭を見た場合に、先生のような御意見は、私は政治家として同じ感を非常に深くするわけでございますけれども、それじゃ、制度として法律改正なり何かを考えようとする、これはやはりあくまでも年金額の最低の引き上げなり、あるいはその他制度の改正というものの本筋でいくべきものではないか、どうしてもそういう考えにならざるを得ないと思ひます。

一方、社会保障なり社会政策の生活保障の面から考えますと、国が、憲法の規定によりまして生活保護法というものを持っておるわけでありまして、それから、そうなりますと、どうも福祉年金のほうで現実には現実として考えなければいかぬと思ひますけれども、その例外をつくる限度というものは、やはり遺族とか、そういうような範囲に限っていかなければいかぬのではないだろうかというように、御承知のとおり、遺族の關係者につきましても、毎年限度を引き上げて、その差額の支給というものをやっておるわけでございます。したがって、制度的にはその辺が限度ではないかろうかというふうに思ひます。

しかし、いま言った公的年金制度のほうの本筋の改善がなされない、現実の問題としていろいろそういう気の毒な面があることは十分承知いたしておりますので、また、他の委員会においても常時こういう問題が出るわけでございますから、なお検討させていただきたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 年金受給者が、その後のいろいろな情勢の変化によって生活保護を受けなければならぬようなところに転落をしていくといひますか、そういう気の毒な状況になっていくといひることでございますし、これ以上議論をしても、次官ではよき答弁は得られないよりでありますか

ら、これはまたこの次の機会に移します。

次に、問題を変えまして、満鉄職員であつた者が、現在官庁なり地方公務員なり、あるいは公共企業体等につとめている人たちの年金期間としての通算の問題について質問いたしたいと思ひます。

これはすでに十年來国会でも取り上げられ、論じられてきた問題でありますから、満鉄というものが一体どういふ性格のものであつたかといふことについて、いまさら議論を蒸し返すつもりはありません。しかし、いづれにしても、日本の官庁なり現在の公共企業体、かつては官庁であつた、そういうところにおいて、満州に渡つて、満鉄等その他特殊法人、九つばかり今日あるわけでありまして、そういうところにおいて、そして、また終戦後引き揚げてきてそれぞれの機関に入つた、そういう場合、あるいはまた、日本で公務員であつた、そして満州に渡つて満鉄等に勤務をした、こういう場合における——まあこれを今日、日満日あるいは日満といふような略称で呼んでおりますが、これは完全通算をされている。最初から満鉄に就職をして、終戦後内地に帰還をして、国家公務員なりあるいは公共企業体等に勤務をしている、あるいは地方自治体に勤務をしている、こういうより人々たちについて、今日資格期間に満たない部分だけ資格期間として認めようという措置が一般になされたわけでありまして、しかし、現在もうそろそろ——その後の措置といふのは、やめていった人々たちに対しては幾分でも救済の措置になつたわけでありまして、これから先ずつとまだ何年かつとめる、あるいはまた、ことしの暮れなあるいは来年、再来年あたりにやめるといふより人々が非常に多いわけでありまして、そういう人々たちにとっては、もういまだ満日の問題についてとつた救済措置といふものはほとんど効果がなくなつてしまつてゐる。そういう実情にかながみまして、日満日、日満における満と、満日ケースにおける満、こういうものに一体どういふ差があつて差別をしなければならぬのか、このことに

ついて、これは恩給審議室長来られておるようです。それから、まずその見解を承りたいと思ひます。

○大屋敷説明員 先生いま御質問の点は、満日の場合に在職年の通算を制限しておるが、その理由は、どういふ点にあるかといふことでございまして、恩給制度は、これはやはり公務員に關する年金制度でございますので、したがって、年金制度の中心をなす職年につきましても、公務員であつたといふことに基づく在職年、これが中心になることは申すまでもないことだと思ひます。

ただ、恩給制度も一つの退職年金制度でございますから、やはり人事管理上の退職制度という要請もございまして、恩給公務員以外の在職年を通算しておる場合も幾多あるわけでございます。しかし、その場合におきましても、やはり人事管理上の要請と申しますか、対象となる御本人がどういふような形で国以外の機関に異動されたか、また、どういふような形で国の機関に吸収されたか、こういう点が中心になるわけでございます。

それで、日満日とかあるいは満日の場合——日満日の場合は戦前からあつた制度でございますが、国の公務員をその当時の満州国なりに派遣をするという意味が非常に強ございました。そして再び國へ返す、一種の國の約束に基づきまして満州國の政府の職員になつたわけでございます。これが日満日、日満の場合は、終戦という非常事態によりましてあとのほうの約束が実現しなかつた、こういうわけでございますので、こういう二つのケースにつきましても、従来から全面通算をいたしておるわけでございます。ただ、満日の場合は、これは恩給公務員でなかつた方、すなわち満鉄なりに当初就職されまして、終戦後引き揚げられまして國の公務員になつた方、こういう方でございますが、これの通算を認めました理由は、やはり満鉄時代の経験を買われましてそれだけの企業に就職された、その経験が土台になるわけでございますが、それと、もう一つは、やはり引き揚げてこられました方の年齢が比較的高齢の方で

ございましたので、少なくとも年金権だけは保障してあげなければならぬ、こういうような理由から特例的に認めたとような次第でございます。ただ、公務員としての通算する在職年の価値としては同等に扱ふのはどうかといふことでございまして、これは同じ恩給公務員の中でも、いわゆる準公務員と私どもは申しておるわけですが、結局、学校の先生になる前の準訓導とか、そういうより在職年につきましても、やはりその措置を異にしまして、全面通算でなしに半減通算にしておる、こういうような例がございます。そのような点で、差別といひますか、取り扱い上の違いが出ておるわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 満鉄に勤務をした期間、これがあとであるか先であるか、かつて国家公務員、当時官吏であつた、それが先にきたら満鉄の期間も通算される、現在国家公務員であるが、満鉄が先であつたら通算をしない。これではやはり何か筋が通らない。基礎になるものが先でなければならぬのだ、こういう理屈はいかにも説得的ではないと思ふのです。しかも、人事交流で派遣をしたのだといふことは、ある程度、これは事実の認識ではないかといふ資料もあるわけでありまして、これは、たしか内閣委員会において矢倉恩給局長が答弁してゐるのですが、ある程度、本人の意思いかんにかかわらず赴任せざるを得なかつたような事態もある。そういう事態も確かにある。しかし、このような答弁をなされたときのその具体的な——これは昭和十八年の法律第七十八号の恩給法特例の關係での質問だつたわけですが、これは二年以上外国政府に勤務し、帰國後一年以上内地の官庁に勤務した場合は外国政府の在職期間を恩給に通算する、こういうようなことであります。そのときの実情といふのは、必ずしも命令で行つたといふようなものではなしに、やはり希望者を募つて、希望者が内地では任官がなかなかおくれといふようなことで、満州に行つたほうがよいといふような形で自由意思で行つた。ただ、政府としては、満鉄からの要請で、公務員、特に国

鉄の職員を送るよう要請をされて、希望を募って、本人の自由意思で行ったという見方のほうがむしろ正しいわけでありました。そういうような点もございまして、これは公務員なり現在の国鉄職員、公企体職員なりというものが満州のあとにきたからということで、先にそうであったというのじゃなくて、現在あるものがやはり先でなかった、公務員期間なりあるいは公企体の職員期間が先でなかったというだけでその差別をつけるということは、筋としては私はやはり通らないんじゃないか、こういうふうに思うのです。

さらに、これは中西局長にお伺いしたいのですが、私鉄を国鉄の都合で買収をされて国鉄の職員にした例があるわけでありまして、これはたしか、私の記憶するところによりまして、華民岡の、いわゆる私鉄でありましてから民間企業である、その人たちが勤務したものはそのまま国鉄における実勤務年と同じように共済組合法で通算を認めておる、こういう措置も行なわれておると記憶しております。その点を確かめておきたいと思ひますが、恩給局のほうで国鉄から伺いたい。

○大屋敷説明員 先生は先ほど、在職年の前後によって通算関係を異にするのはおかしい、こういうふうなお話でございまして、単にそういう機械的に取り扱いは異にしておるわけではございませんで、先ほど申し上げましたような根拠がやはりあるわけではございます。ただ、中には例外的にいまお話のございましたような、単に半強制的に満州国なり満鉄なりに行ったというようなことがない場合もございまして、しかし、結局法律の形でございまして、一般的に申し上げまして、そういうケースが非常に多かったというのでこの取り扱ひに違ひができておるわけではございます。しかしながら、終戦後恩給制度は、経済上あるいは行政上の機構とか、また、終戦そのものといういろいろな事柄で恩給法本来の趣旨というものから相当範囲を広めまして、いろいろな善後措置あるいは救済措置というものを講じてございまして、特にこの問題につきましても長年いろいろな検討してまいりましたのでございまして、ただいま

恩給審議会というのがございまして、恩給法のワクと、それから、ことばは悪いかもしれませんが、いわば終戦処理的な考え方というものの調和をはかりつつ御検討をお願いするという段階でございまして。

○広瀬委員 国鉄も、調べているならばあとでいいですから、質問を続けます。

先ほど審議室長は人事管理の面というよりなことを言われたわけでありまして、たとえば満鉄から引き揚げてきて国鉄に就職する、あるいは国家公務員になったというような場合において、まず当時のことを私も想起をいたしましてよく実情がわかるわけでありまして、大体において、たとえば、満鉄では駅長までやったというよりな人も、国鉄に入つた場合には平職員に格づけされるというよりなことが通例でございました。助役をやつた人はもちろんそれ以下だというよりなことであつて、必ずしも向こうにいた実績というよりなものもがそれ相応に買われなくて、しかも、当時は引き揚げ者も非常に多くあつたわけでありまして、そういう形でまず第一に採用されたときの職務の格づけ、したがってそれに見合う賃金というよりなものは非常に低いところに格づけをされて採用された。その採用時における非常なハンディキャップというものは厳然として存在をしたわけではございます。したがって、その後満鉄期間をよく見なければいかぬというよりなこともしばしば労働組合あたりからも要求されましたが、これは竜頭蛇尾に終わつて、ほとんどその是正措置というよりなものは行なわれずに、ほんの一部特定の、特に勤務成績が優秀であつた者というよりなものについて若干それらしき正を受けた例はないでもありません。しかし、全般的に非常な不利をこうむつたからというので補正をされたというよりな、制度的な補償というものはなかつたわけでありまして、そういうよりなことからそのままずっと今日までできてしまつて、五十五年の大体慣例的に確立されている今日の退職年齢といひますか、そういうものに大体できてしまつていふといふよりな人たちがあつた。同じよりな年に生まれて、

同じよりな学歴であつて、しかも満鉄に入つたのと国鉄に入つたのとがほぼ同じ時期であつた人たちが実際に比較したしてみますと、今日非常な差が生じておるわけでありまして。

ここに、同じ機関士をしていふ人で、国鉄にすつとつた人と満鉄に相当期間勤務して、引き揚げて国鉄に勤務した人の一例があるわけでありまして。かりに松本さん、この人は国鉄に勤続すること四十二年六月になる、高等小学校を卒業して五十七歳になつてゐる、俸給は六万七千四百円にもなつてゐる、退職手当は大体四百万円をこす、こういうよりな状況にもなるわけでありまして。それに対して、石塚という人は、満鉄に十八年七カ月勤務し、国鉄に十八年九カ月勤務する、俸給は四万四千七百円だ、退職手当は百二十六万円ぐらゐしかもらへない。共済年金をこの俸給を基礎にして算定をしてみますと、松本さんは五十八万九千円ぐらゐになる。石塚さんという満鉄に十八年七カ月、国鉄に十八年九カ月という人は十八万六千円、こういうよりな実態に大きな開きが出てしまふ。こういうよりな状態で、このことをそのまま放置していいのかというよりなこともあるわけでありまして。今日まで資格年限に満たない部分だけ向こうの期間を通算するという措置をいたしたしただけども、これから先まだ何年かつとめるといふよりなことになりますと、もうすでに国鉄に入つて二十年たつてしまつたということになれば、これは全然前にとつた措置は生きない。それでも生活は非常に苦しいし、子供もまだ小さいというよりなこと、人事管理の面なんかについて、五十五歳で普通の人はならばやめていくのだけれども、やめるにもやめられないというよりな状況にも今日あるわけではございます。

したがって、いままでの措置は、これから一生懸命国鉄へつとめようとする、今日その救済措置としてやつたものは何の恩恵にもならないばかりか、逆に引かれていくよりな形になつてしまふという非常に不合理な状況も出ていふわけではございます。こういうよりなことを私どもどうしてもし

のまま放置しておくことはできない。何らかの形で、退職金等の通算などでも、これは満鉄期間というよりなものを三分の二程度は認めていこうじゃないかというよりな措置も実はあるわけでありまして、そういうよりな救済のしかたといふものをとるべきではないか、こういう見解を持つわけでありまして、これらについて、政府なども五十五歳ぐらゐで定年制をしなかつたというよりな腹づもりもかなりちらちら出しておるわけでありまして、給料も低い、年金も低い、退職金も低いといふことで、やめるにもやめられないというよりな人もあるわけでありまして。そういう面などは、これはやめることを奨励するわけではありませんが、せめて、そういう気の毒な実情にある者を何とかしたい、こういう気持ちで私ども質問をしていふわけではございます。

その点について、それぞれの関係者から考え方をひとつ聞かしていただきたい、こういうよりな思ふのです。

○大屋敷説明員 先ほどの答弁で恩給局がどういふことをやつておるかということに若干触れたわけではございますが、その問題につきましましては、理論的には私が先ほど申し上げましたような点があるわけなのでございまして。ただ、先ほど申し上げましたように、このほかいろいろな会社あるいは機関が終戦前にはあつたわけではございまして、同じよりな問題が山積しておるわけではございまして。先ほど申し上げたが、恩給審議会というよりなところで、恩給問題について、こういう問題も含めまして重要事項として審議の組上にのせておるわけではございまして。ただ、その審議をしていただく際におきましても、政府側の説明はかりにやなしに、恩給受給者、満鉄引き揚げ者等の該当者からの御要望、御意見も審議会において十分反映できるよりな機会を設けて検討をいたしておりますので、その結論をまつて検討をしたい、こういうところでございまして。

○吉田(重)委員長代理 関連質問を許します。足立篤郎君。

○足立委員 先ほどの広瀬委員の質問に対して恩給問題審議室長のお答えの中にあつた日満の問題ですが、私、当時満鉄におり、また満州国にもおりました、事情をよく知っているつもりですが、日満の場合納得できない点があるのです。

室長もおっしゃったように、国家的な要請に基づいて、おまへは満州へ行くと内命を受けて、自分の意思に反して——全然意思がなければできないでしょうが、まあ、命令によって行つた。しかし、満州に渡る以上は国家公務員の身分は完全に切つてゐる。しかし、これは形だけですね。内面はつながつてゐる、いわゆるひもつきという場合のことをいま室長がおっしゃつたと思うのです。終戦によつて、日本に帰つてきて公務員になることができなかったという事情を考へて、約束が果たせなかつたから、日満の場合は完全通算をしてゐるのだという説明がありました。その点については納得できますが、私は実態を知つておりますが、満鉄へ来た者は、御承知のとおり満鉄が急激に膨張いたしました、経験者が足りなくなつたというので、鉄道省に要請いたしました人をもらつたわけですね。これはもうひもつきの人間は一人もおりません。全部身分を切つて、完全に満鉄社員になつて来たわけでありまして、さういふ約束があつたはずはないのであります。

それから満州国の場合、私は交通部の一課長をやつておつたのであります、満州国の場合には二通りございまして。私が使つておつた事務官あたりは、やはりいま申し上げたやうなひもつきでございまして、将来鉄道省に帰るといふ約束で来ておりましたが、属官ですね、判任官以下の者はさういふ約束はございせん、完全に身分を切つて、満州国の役人になつてまいつております。したがつて約束はないのであります。約束はないから、終戦後官吏になれなかつたからといって、それは日本の政府が責任を持つという性質のものじゃないかと思つたのであります、終戦処理というお話があつたが、これは満鉄なり、満州国政府なり、あるいは満州の電電公社あるいは華北交通、

こういふやうな国策によつてできた機関——満鉄はかつては行政権まで持つておつた完全な国策機関であります。それが、その特殊性を認めて、やはり通算をするということに政治的に腹をきめたのでありますから、さういふへ理屈でなくて、いま広瀬君がついておる通りに、満日の場合につきましても、これは完全に認めてやるべきではないか。さうでなければ、いま広瀬君が指摘したやうに、非常なアンバランスが生まれて、やめたくてもやめられないというやうな非常な窮状にある。だといふやうなことになるかと、これはたいへんな社会問題になるのじゃないかと思ひます。おそく恩給局がおそれているのは、それを認めると、満鉄なり、満州電電なり、あるいは満州国政府なり、これは政府と同じだといふことになる、たとへば満プロパーの場合、恩給を出さなければならぬといふことになるのじゃないか、これは一体何万になるかわけがわからないといふことをおそれていると思ひますが、私は、正直申し上げて、そこまでは主張はいたしません。少なくとも、いま申し上げたやうな同類の場合に非常に不均衡だといふのを何とか救つてあげたいといふ気持ちから申し上げておるわけでございます、満プロパーの場合まで——かつては恩給制度も何もなく。昔は、満鉄あたりは退職金制度ですべては片づいておつたわけでありまして、これは曲がりなりにも、終戦後、全額じゃありませんけれども、当時の貨幣価値でもらつております。したがつて、ここまでのいま持ち出して政府を追及して、旧満鉄時代のものまで、あるいは満州国政府のものまで恩給を出せとは申しません。少なくとも、いま同類の者が非常に差があつて、社会的な不均衡に悩んでおるその問題を解決してあげたいという純粋な気持ちで申し上げておりますので、政府もこれはひとつ真剣に取り上げていただきたい。私からも関連して、質問の形で御要請申し上げます。

○大屋敷説明員 先ほど広瀬先生にお答え申し上げましたように、目下のところ恩給審議会というのがございまして、これを度外視しましてこの問題を考えるわけにもまいりません。ただ、さつきもちよつと触れましたが、恩給審議会に問題をかけるかけ方としまして、恩給受給者該当事の方々の御意見も十分聞くというやうな機会を設けつつ審議をいたしておりますので、その結果をまつて検討したいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 本会議が二時からでございますので、これできょうは終わりますが、国鉄に要求したものは、これは確実なところを調べて、十一日にまたやりたいと思ひますから、それまでに返事をいただきたいと思ひます。それから、最後の満鉄の通算の問題については、十一日にまたもう一ぺんやらしていただきます。

きょうは、これで終わります。

○吉田(重)委員長代理 この際、参考人出席要求に関する件について、おはかりいたします。

金融及び証券に関する小委員会において、必要を生じた場合は、随時参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、日時、人選等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○吉田(重)委員長代理 御異議なしと認めます。

よつて、さう決しました。

次回は、明五日、水曜日、午前十時理事会、十三時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

